

東京都農業振興基本方針

～都民生活に貢献する持続可能な東京農業の新たな展開～

令和5年6月変更

東京都

東京都農業振興基本方針 目次

第1章 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な方向	1
第1節 東京都農業振興基本方針策定の趣旨.....	1
1 基本方針策定の目的.....	1
2 基本方針の位置付け.....	1
第2節 東京農業の現状.....	1
1 東京農業をめぐる変化.....	1
ア 都市農業・農地に関する施策の変化.....	1
イ 東京農業を取り巻く情勢の変化.....	2
(1) 新型コロナウイルス感染症による影響.....	2
(2) 世界情勢の影響.....	2
2 東京農業の現状と課題.....	3
ア 担い手の減少と新たな就農者.....	3
イ 伸び悩む農業生産額.....	5
ウ 農地の減少.....	6
エ 地産地消の広がりを持続可能な農業への転換.....	7
オ 地域ごとの農業振興.....	8
(1) 都市地域.....	8
(2) 都市周辺地域.....	8
(3) 中山間地域.....	8
(4) 島しょ地域.....	8
第3節 東京農業振興の方向と施策展開.....	9
1 農業振興の方向.....	9
ア 目指すべき東京農業の姿.....	9
イ 農業振興の方向と体系.....	9
2 農業振興施策の展開.....	10
ア 担い手の確保・育成.....	10
(1) 認定農業者等への支援.....	10
(2) 親元就農者への支援.....	10
(3) 農外からの新規就農・定着支援.....	10
(4) 女性農業者等への支援.....	11
(5) 法人の参入支援と雇用就農の促進.....	11
(6) 普及指導体制の強化.....	11
(7) 新たな支え手の確保・育成.....	11
イ 稼ぐ農業経営の展開.....	12
(1) 東京産農畜産物の高付加価値化.....	12
(2) 生産現場への技術の普及.....	13
(3) 食・農ビジネスへの支援.....	13
ウ 農地の保全・活用.....	13
(1) 生産緑地の保全と農地の流動化の促進.....	13
(2) 将来に向けた農地の有効活用.....	14
(3) 遊休農地の再生・低利用農地の活用等.....	14
(4) 販売に前向きな自給的農家への支援による農地活用促進.....	14
(5) 農業基盤の維持保全・整備の促進.....	15
エ 持続可能な農業生産と地産地消の推進.....	15

(1) 環境に配慮した農業の推進と農産物の安全安心の確保	15
(2) 農畜産物の消費拡大と地産地消の推進	16
オ 地域の特色を活かした農業の推進	17
(1) 都市地域	17
(2) 都市周辺地域	17
(3) 中山間地域	17
(4) 島しょ地域	17
(5) 農業振興地域	18

第2章 効率的かつ安定的な農業経営の基本的指標

1 経営モデルの設定	19
2 経営モデルの例示	20
(1) 農業の広がりを支える経営モデル：(所得目標 300 万円)	20
(2) 地域の農業を担う経営モデル：(所得目標 400～600 万円)	22
(3) 東京農業をリードする経営モデル：(所得目標 1,000 万円)	25
(4) 法人など企業的な経営モデル：(販売目標 5,000 万円以上)	27

第3章 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保・育成

1 新規就農の現状と新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に向けた目標	28
2 新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の基本的指標	28

第4章 農業を担う者の確保及び育成を図るための体制の整備その他支援の実施に関する事項

1 農業を担う者の確保及び育成の考え方	28
2 農業経営・就農支援センターの体制及び運営方針	29
3 東京都が主体的に行う取組	29
4 関係機関等の連携・役割分担の考え方	29
5 就農等希望者のマッチング及び農業を担う者の確保・育成のための情報収集・相互提供	30

第5章 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する

目標その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標	31
1 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積に関する目標	31
2 その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標	31

第6章 農業経営基盤強化促進事業の実施に関する基本的な事項

第1章 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な方向

第1節 東京農業振興基本方針策定の趣旨

1 基本方針策定の目的

東京都では、都市地域から山村・島しょ地域にいたる広範な地域で、それぞれの地域の特色を活かして様々な農業が営まれています。東京の農業は大消費地を抱えたメリットを最大限に活かし、消費者ニーズに応じて安全かつ新鮮な農畜産物を供給するとともに、生産活動を通じて、都市の貴重な緑地空間の確保、地域文化の継承、レクリエーションの場の提供など、様々な役割を果たしています。

しかしながら、この間、東京の農地や農家戸数は減少を続け、ウクライナ危機や為替変動、原油高などの影響を受けた農業生産資材の価格高騰など、農業を取り巻く環境は厳しさを増しています。

その一方で、都市農業振興に関する制度改正が行われ、都市農業が安定的に継続できる環境が整いつつあります。また、都民の価値観の多様化により、自ら野菜を育てたい、子供たちに農作業を体験させたいなどの新たなニーズも生まれており、東京農業が持つ可能性や潜在力のさらなる発揮が求められています。

このため、東京都農業振興基本方針（以下「基本方針」といいます。）は、将来性を見据えた実効性のある農地保全や農業経営の支援を進め、東京農業が持つ可能性や潜在力をさらに発揮させていくための方針として策定しました。

2 基本方針の位置付け

- 本基本方針は、令和4年11月の東京都農林・漁業振興対策審議会の答申「都民生活に貢献する持続可能な東京農業の新たな展開」を踏まえて、都が目指す農業振興の方向と今後の施策展開を示すものです。
- 本基本方針は、農業者及び農業団体、区市町村に対しては農業振興及び地域の活性化に活用できる指針として提供し、都民に対しては東京農業への理解の促進と積極的な参加・協力を促すものです。
- 本基本方針は、農業経営基盤強化促進法第5条に基づき、「農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針」として定めるものです。

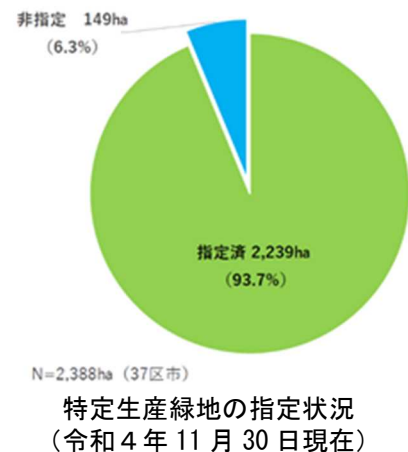
第2節 東京農業の現況

1 東京農業をめぐる変化

ア 都市農業・農地に関する施策の変化

国は、平成27年に都市農業振興基本法を制定し、都市における農地を「宅地化すべきもの」から「あるべきもの」へと大きく方向転換しました。さらに、同法第9条に基づいて「都市農業振興基本計画」を閣議決定し、都市農業振興に不可欠な“担い手の確保”及び“土地の確保”の2つの観点から新たな施策の方向性を提示するとともに、本格的な農業振興施策を講ずる方向に舵を切り替えていく必要があるとしました。

また、平成29年には生産緑地法を一部改正し、生産緑地指定後30年としていた税制特例措置²⁾を10年単位で繰り返し延長可能とする「特定生産緑地」制度を創設しました。都内の生産緑地のうち約8割は平成4年に指定を受けており、令和4年にその指定期限を迎えるために生産緑地の大幅な減少が危惧されていましたが、9割以上が特定生産緑地へ移行しました。



1) 地方計画：都市農業基本法第10条で地方公共団体が策定すべきと規定されている、都市農業の振興に関する基本計画。

2) 税制特例措置：固定資産税が農地並み課税となり、相続税の納税猶予制度が適用される措置。

平成30年には都市農地の貸借の円滑化に関する法律（以下、「円滑化法」という。）が制定されるとともに、税制改正が行われ、円滑化法に基づいて生産緑地を貸借した場合には、相続税の納税猶予措置が継続されることとされ、生産緑地の円滑な貸借が可能となりました。この結果、生産緑地の貸借は増加傾向にあります。

このように、都市農業の振興と農地保全に関する国の制度改正が相次いで行われたことにより、都市農業を安定的に継続できる環境が整いつつあります。

また、気候変動や生物多様性の低下等、食料システムをとりまく環境が変化中、環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律（以下、「みどりの食料システム法」という。）が令和4年7月1日に施行されました。生産から消費まで環境負荷の低減に資する取組の推進が求められています。

イ 東京農業を取り巻く情勢の変化

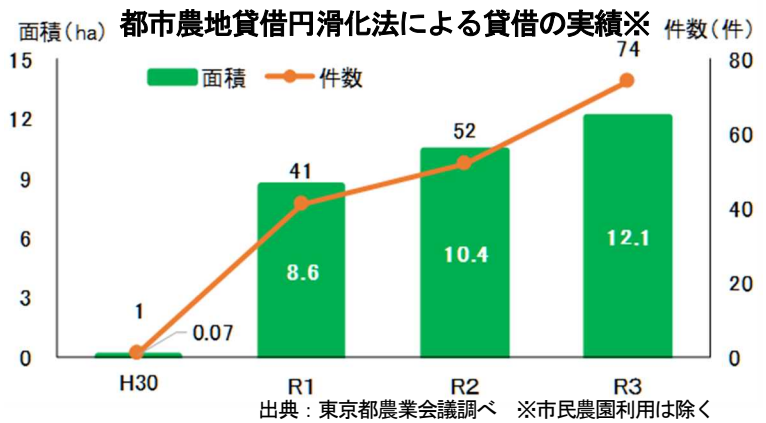
（1）新型コロナウイルス感染症による影響

国際的に感染が拡大した新型コロナウイルス感染症は、社会経済や私たちのライフスタイルに大きな変化をもたらしました。東京農業においても、学校の休校や外出自粛、インバウンドの減少等により、給食や飲食店向けの農産物の需要が減少する一方、密を避ける購買行動により都内各所の農産物直売所の売上げが増加しました。

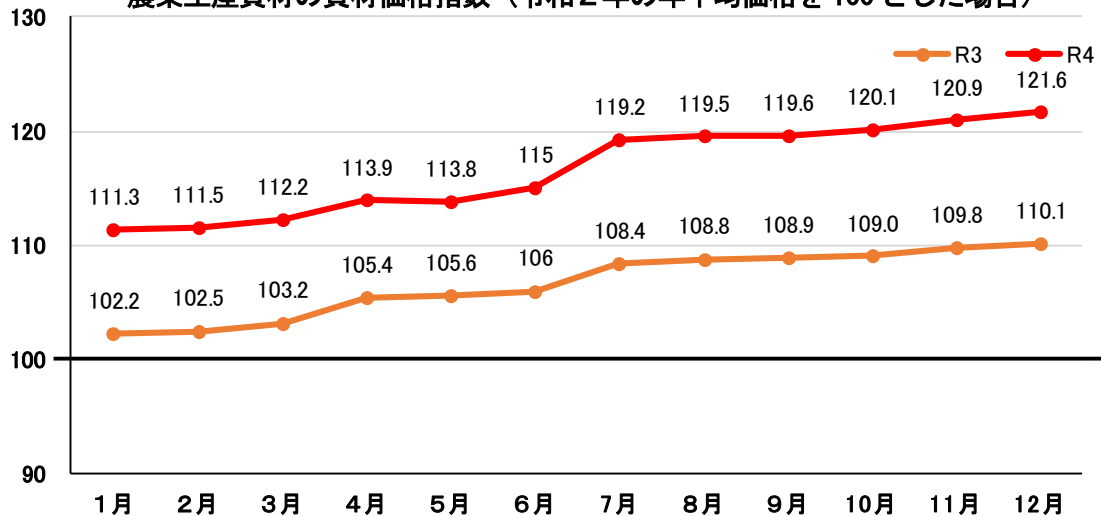
また、テレワークを始めとした新しい働き方の定着に伴い、ボランティアや趣味として農作業に関わる方が増えるなど、都民の「農」への意識が多様化しつつあります。

（2）世界情勢の影響

ウクライナ危機などの不安定な世界情勢や、原油価格の変動などの影響を受け、化学肥料、飼料、燃油等の農業生産資材が高騰しています。生産コストが上昇する一方で、農畜産物価格への転嫁は難しく、農業や畜産業の経営に深刻な影響を与えています。



農業生産資材の資材価格指数（令和2年の年平均価格を100とした場合）



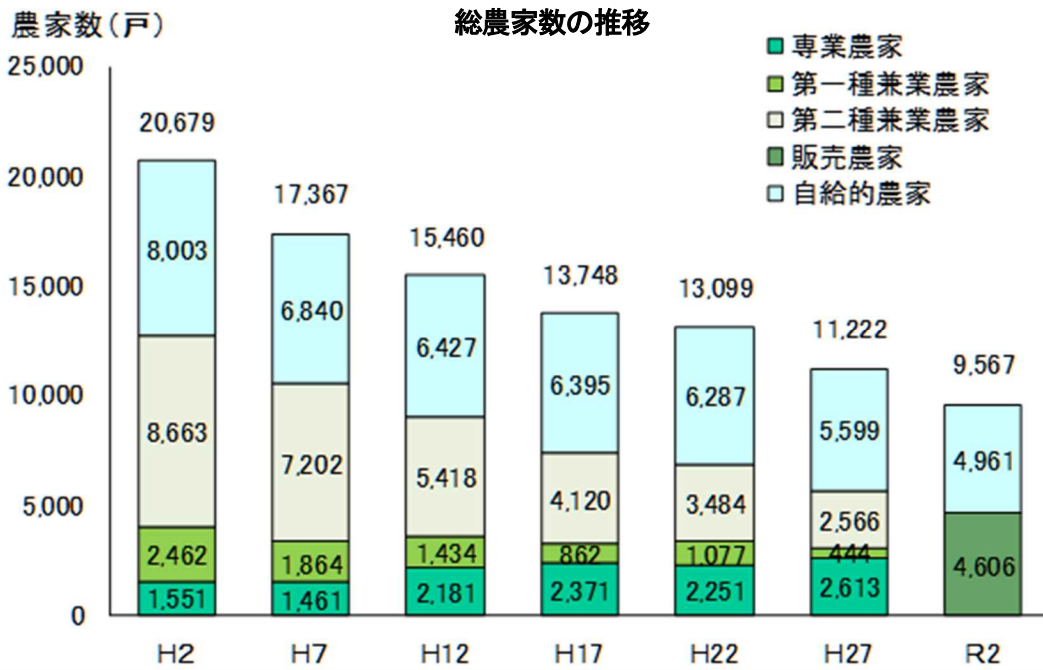
出典：農林水産省「農業物価統計調査」

2 東京農業の現状と課題

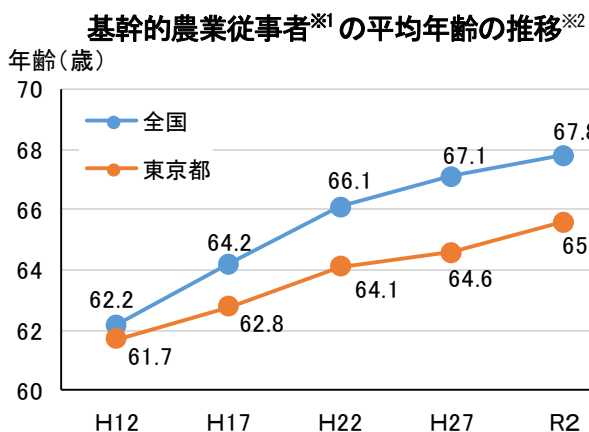
東京農業は、相続に伴う農地の減少や農業者の高齢化、担い手の不足、資材の高騰など厳しい経営環境に置かれています。一方で、農外からの新規就農者が増加するなど新たな動きがでてきており、意欲ある農業者が中心となって、地域の特性を活かした特色ある農業を展開しています。

ア 担い手の減少と新たな就農者

東京都の総農家数は令和2年に9,567戸となり、調査開始以来、初めて1万戸を割り込みました。この30年ではほぼ半減、10年間で27%減少しています。また、農業者の平均年齢は65.6歳で、10年間で1.5歳上昇と高齢化が進行しています。後継者がいる農業者の割合も低下しており、将来の営農継続への大きな不安要素となっています。



※令和2年の構成割合は、自給的農家と販売農家（専業農家、第一種・第二種兼業農家を含む）を対象



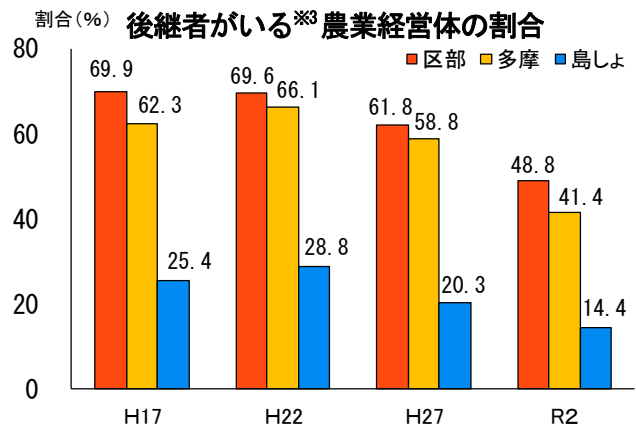
出典：農林業センサス

※1 15歳以上の世帯員のうち、普段仕事として主に自営農業に従事している者

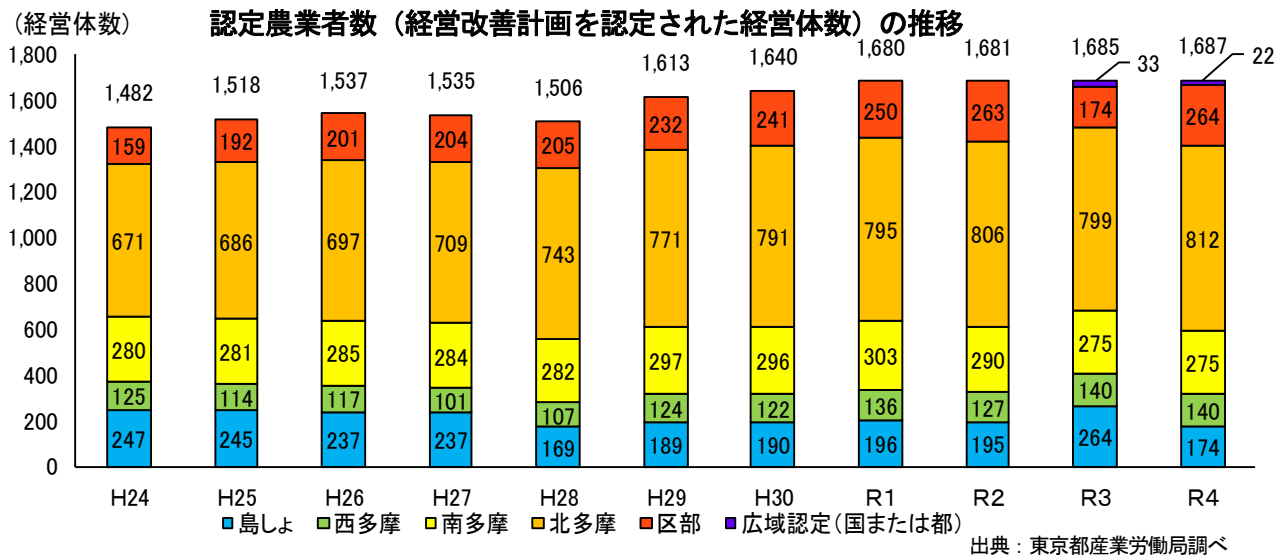
※2 平成27年以前は販売農家の数値をもとに算出し、令和2年からは個人経営体の数値をもとに算出

※3 平成27年までの後継者とは、センサス調査時点で満15歳以上であり、次の代でその家の農業経営を継承することが確認されている者（予定含む）

令和2年の後継者とは、5年以内に農業経営を引き継ぐ者（予定含む）



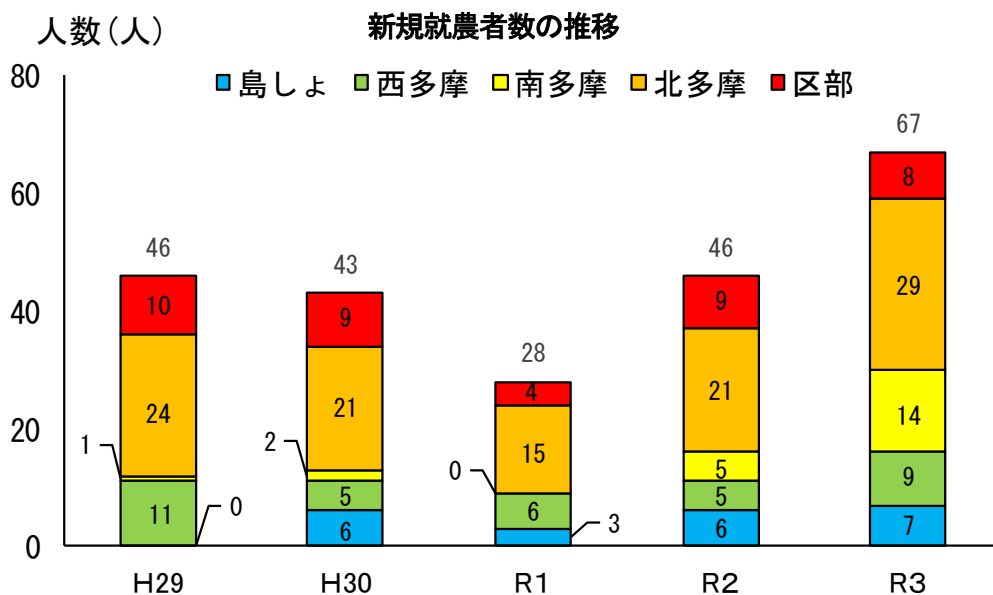
しかし、東京の農業者の多くは高い農業技術を持ち、農産物の加工や販路の開拓、農家の特徴を活かしたブランド化など、創意工夫に富んだ経営を展開しています。区市町村の認定や国・都による広域認定を受けて経営改善に取り組む認定農業者は、令和4年3月末現在で1,687経営体となっており、農家数が減少する中、10年間で11%増加するなど、地域の農業を支える中核的存在として期待されています。



また、消費地に近い「東京ならではの」農業を目指して、都内の農地を借りて農業を始める農外からの就農希望者が増え、新たな担い手としての期待が寄せられています。

さらに、近年では、雇用を伴う農業法人等が増えつつあります。農業法人に雇用されて農業に携わる雇用就農は、将来の新規就農者として東京農業の新たな担い手となることが期待されます。

加えて、農業に強い関心を持ち、農業者の作業を手伝うことで東京農業を応援する援農ボランティアの数が増加しており、各地域で活躍しています。コロナ禍以降はテレワークの普及等により都市住民の働き方や生活スタイルの多様化が進んでおり、半農半X³⁾など、都民が様々な形で「農」に関わり、多様な支え手が活躍できる環境づくりが求められています。



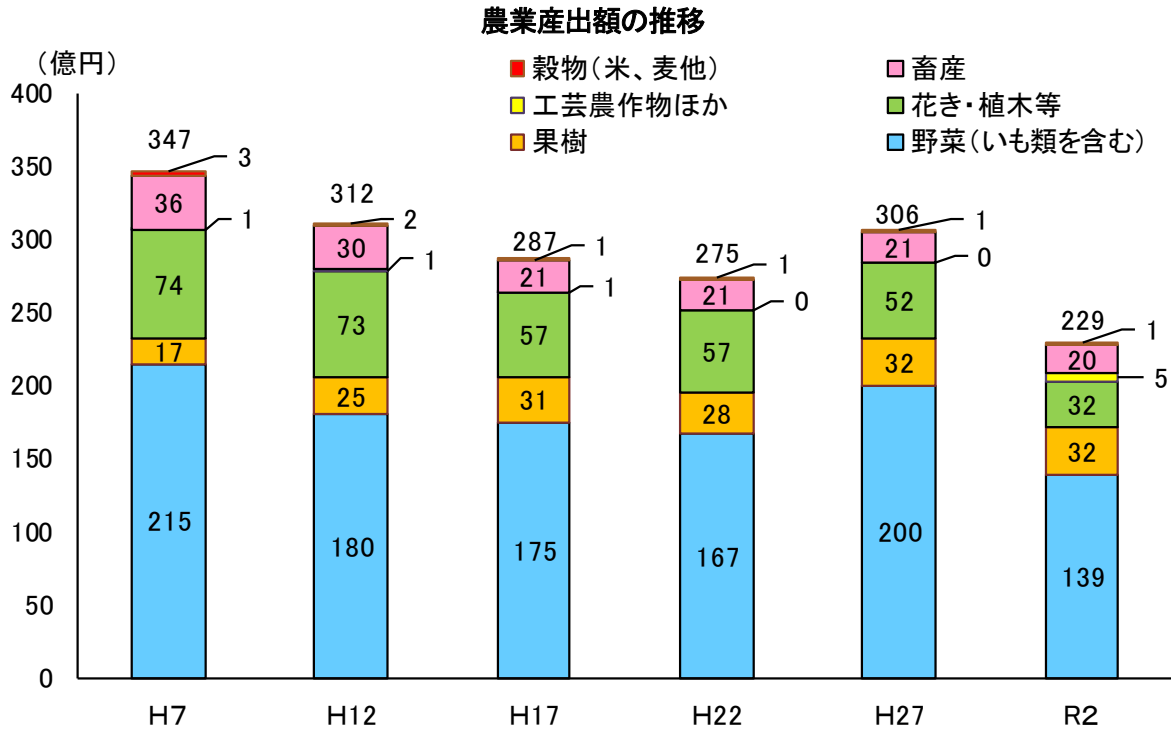
3) 半農半X：農業と農業以外の職業を組み合わせることで従事することにより、所得を確保する者のこと。

イ 伸び悩む農業生産額

東京都の令和2年の農業産出額は229億円であり、10年前と比較して約17%減少しました。

都はこれまで、狭小な農地においても稼ぐ農業を实践できるよう、施設整備の支援等を通じて生産性の向上や効率化を図ってきました。今後は、東京農業の特性に合ったスマート農業技術を現場に普及し、農業者の収益力の向上に結び付けていくことが大きな課題となっています。

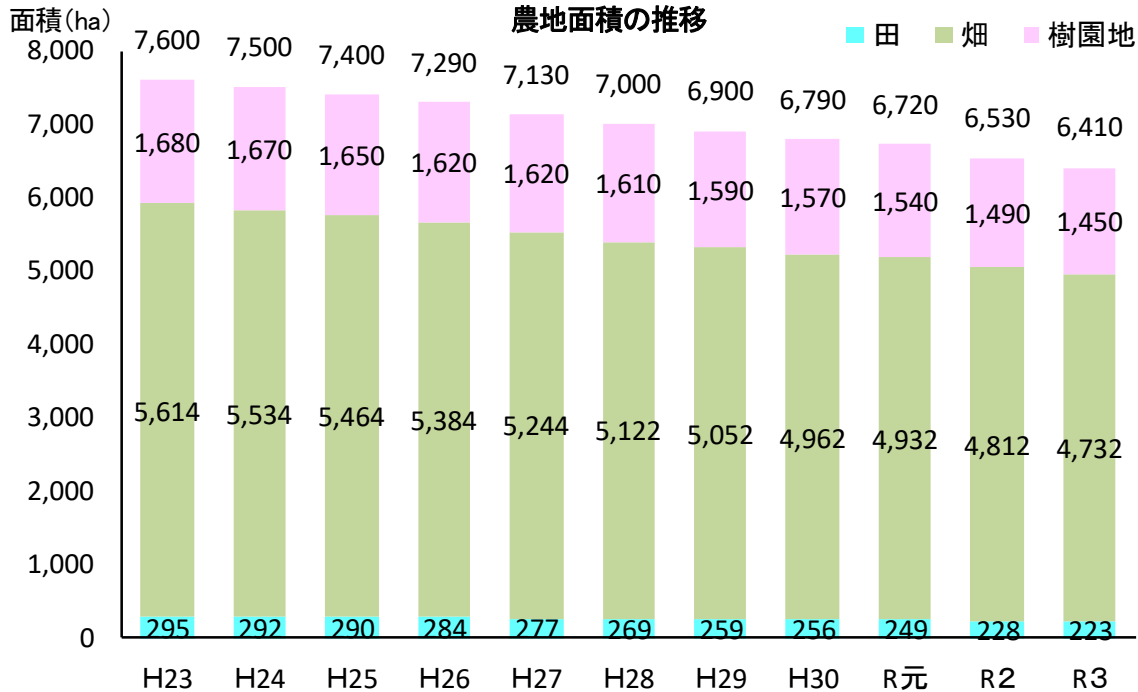
また、流通段階においても、物流の効率化を一層進めていくことが求められています。



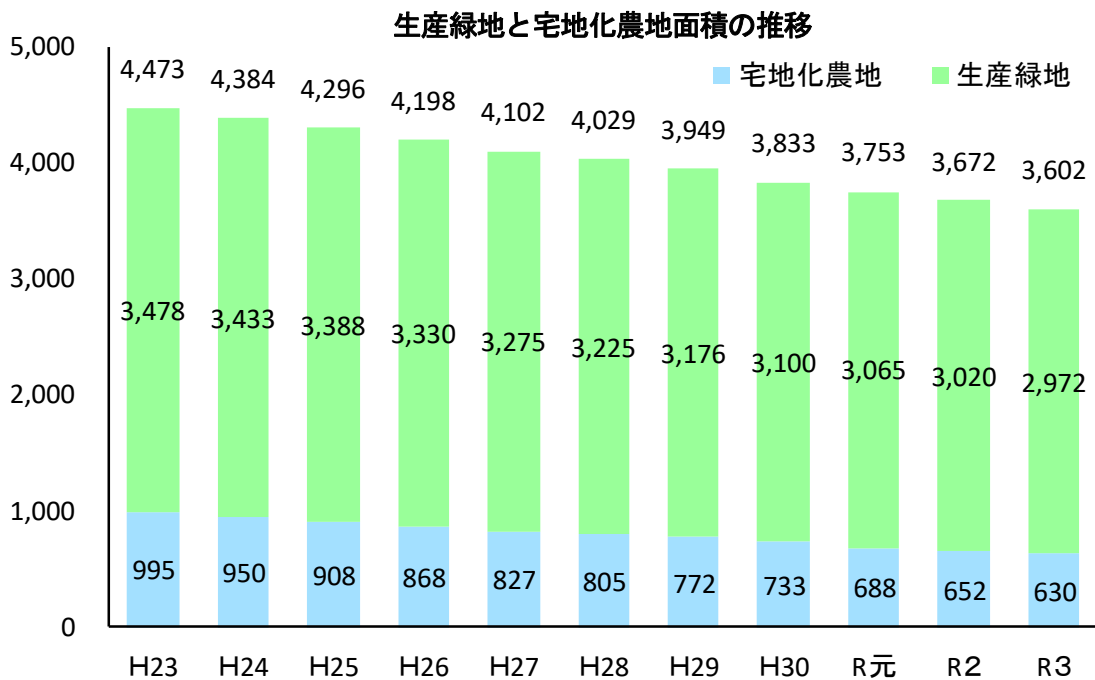
出典：東京農林水産統計年報・関東農林水産統計年報 生産農業所得統計
 ※端数処理により、合計が一致しないことがある。

ウ 農地の減少

都内の農地は、相続などを原因として年々減少を続けています。令和3年の農地面積は6,410haであり、平成23年からの10年間で1,190ha（減少率15.6%）の農地が失われています。市街化区域では871ha（減少率19.5%）、市街化調整区域では319ha（減少率10%）の減少であり、特に市街化区域での減少が顕著となっています。一方、市街化調整区域では、農地の減少に加え、遊休農地の増加が懸念されています。



出典：農林水産省「耕地及び作付面積統計」
※端数処理により、合計が一致しないことがある。



出典：東京都都市整備局「東京の土地」

エ 地産地消の広がり と 持続可能な農業への転換

都内で生産される農産物は、卸売市場を通じた流通のほか、量販店への契約出荷や直売など、多様なルートで都民に供給されています。近年は、新鮮で安全安心な農産物へのニーズが高まっており、各地で共同直売所の設置が進むとともに、農業者の庭先での直接販売も盛んに行われています。

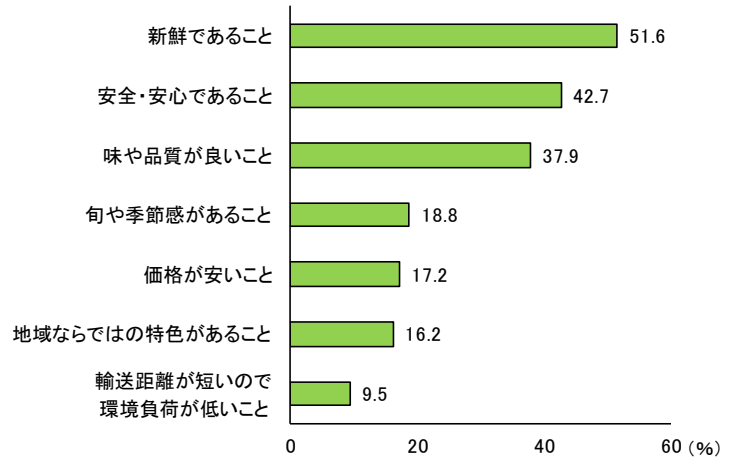
農地のない区部でも都内産農産物を求める声は高く、都心部での定期的なマルシェの開催などによる野菜販売が好評を博しています。

また、消費者の身近にある農地で農産物を栽培する東京農業では、環境と持続可能性に配慮することが重要です。持続可能な農業の推進に向けて、より多くの農業者に環境保全型農業の取組を促すとともに、技術的な支援を強化していく必要があります。

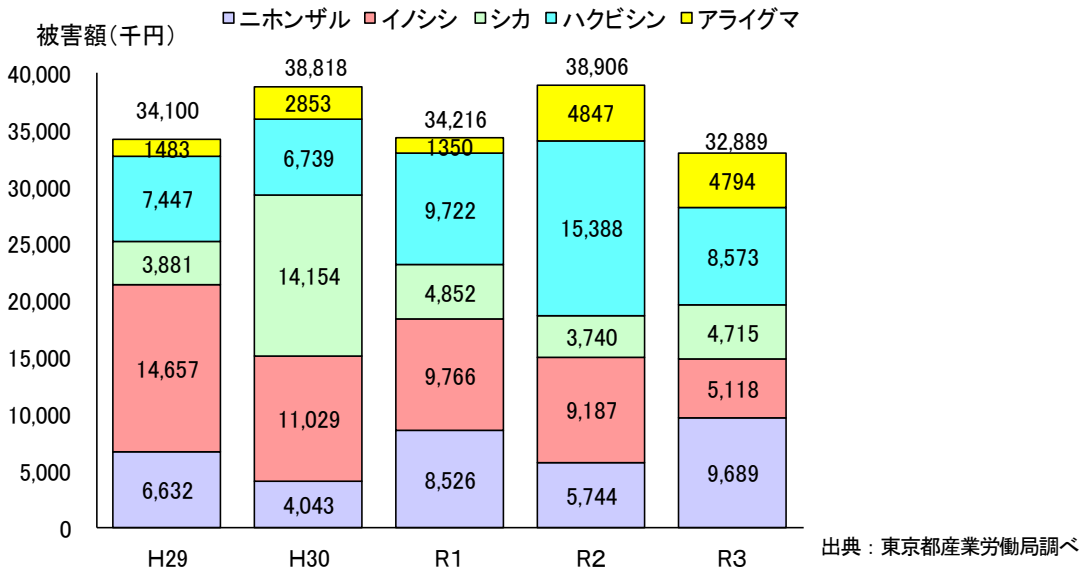
さらに、有害鳥獣による農業被害は深刻であり、従来のサルやイノシシに加えて、都市部においてもハクビシンやアライグマ等による被害が発生しています。

東京の農業・農地に対する都民の意向

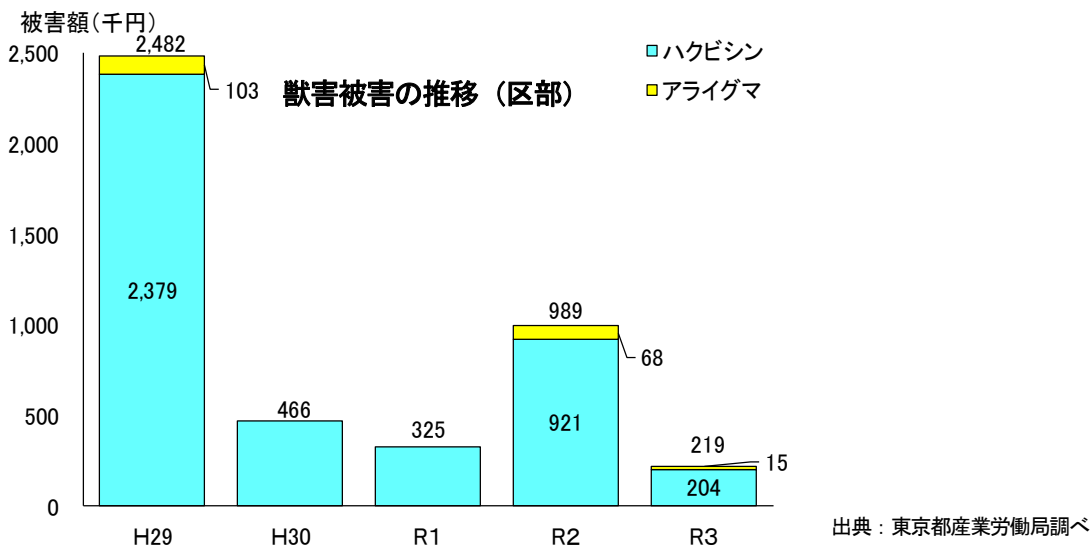
Q 東京農業に何を期待しますか？



獣害被害の推移 (多摩)



獣害被害の推移 (区部)



オ 地域ごとの農業振興

東京都では、都市地域や都市周辺地域、中山間地域、島しょ地域など、それぞれの地域の特性を活かした特色ある農業が営まれています。

(1) 都市地域

都市地域では、コマツナやトマトなどの施設栽培により、狭小な農地を最大限に活用した収益性の高い農業が営まれています。また、消費地に近いという利点を活かし、直接販売や農業体験農園などの取組が行われています。今後は、農地の一層の有効活用を図るとともに、防災機能など農地の多面的機能をさらに発揮する取組の促進が求められています。

(2) 都市周辺地域

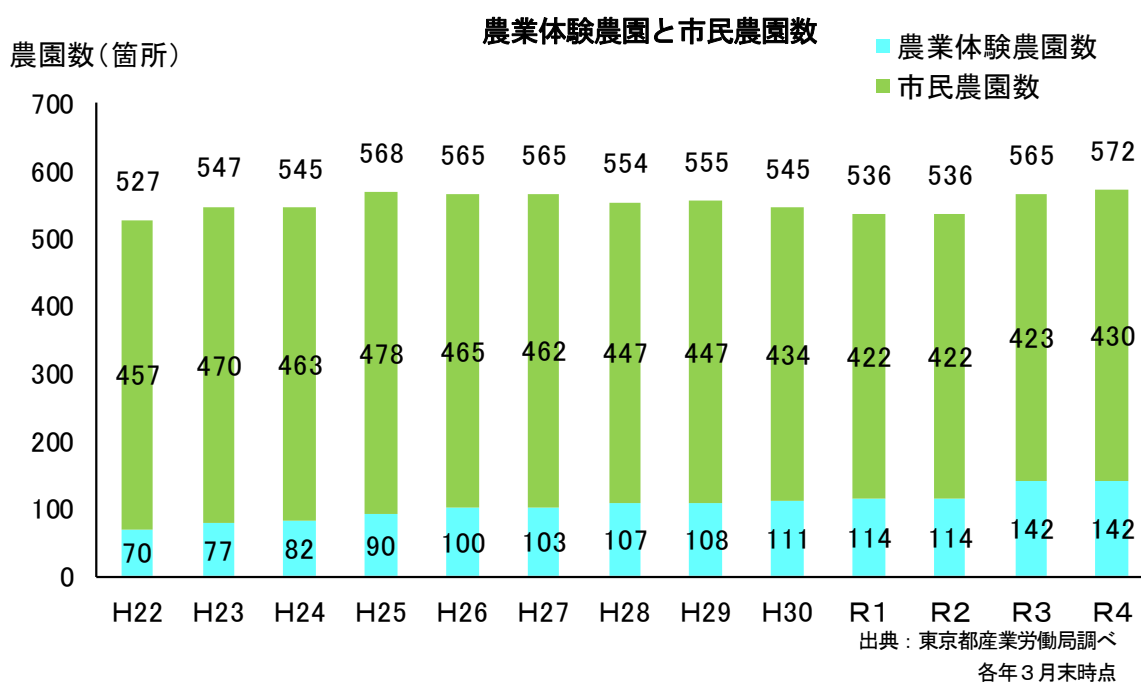
都市周辺地域には比較的広い農地があります。露地や施設を組み合わせながら、地元の直売所や庭先などで販売する旬の野菜類や果樹、花き、植木など、多様な農作物が生産されています。また、酪農や養豚、養鶏といった畜産業も営まれています。今後は、収益力の向上を図るとともに、農地の効率的な利用に向けて、貸借のさらなる促進が求められています。

(3) 中山間地域

中山間地域では、ワサビやジャガイモなど地域の特性を活かした農産物が生産されています。しかし、担い手の高齢化が進み、農地の遊休化が懸念されています。また、有害鳥獣による農業被害も深刻です。農産物運搬モノレールなどの維持管理や老朽化した農業基盤施設の改修に加えて、都市住民との交流による地域の活性化なども課題となっています。

(4) 島しょ地域

島しょ地域では、温暖な気候等を活かしたアシタバや切葉、熱帯果樹など、各島の特徴を活かした農産物の生産が盛んです。農業は基幹産業として重要な位置を占めるものの、人口減少と高齢化が進んでいることから担い手は不足し、農地の遊休化が課題となっています。各島では農業後継者を育成する研修センターなどを開設しており、島外からの就農者の確保と育成が急務となっています。



第3節 東京農業の振興の方向と施策展開

1 農業振興の方向

ア 目指すべき東京農業の姿

東京都は人口約1,400万人を抱える世界有数の大都市であり、巨大な市場を擁しています。また、あらゆる業種・業態の企業や大学・研究機関などが立地し、多様なポテンシャルを有しています。

その大都市の中に農地が点在し、都市と共存している東京農業は、世界的にも希少な存在です。私たちは、この貴重な東京農業を守り、次世代に継承していかなければなりません。そのためには、東京の特色と優位性、可能性を活かして、都民生活に貢献する持続可能な農業を展開していくことが重要です。

具体的には、担い手の確保と人材育成、稼ぐ農業の実現のための経営力の強化、農地の保全に向けた取組などが求められています。また、地産地消の推進やSDGsの達成に加え、産官学民の多様な主体の連携による、「緑農住」のまちづくりも進めていく必要があります。

都は、東京農業のさらなる発展に向けて、「都民生活に貢献する、持続可能な東京農業」を目指し、今後の農業振興施策を進めていきます。

イ 農業振興の方向と体系

東京農業が抱える課題に対応していくため、以下の5つの取組みを柱に、デジタルトランスフォーメーション（以下、「DX」という。）、女性の活躍促進、ブランド化の推進、環境保全などの視点を持って、新たな農業振興施策を展開していきます。

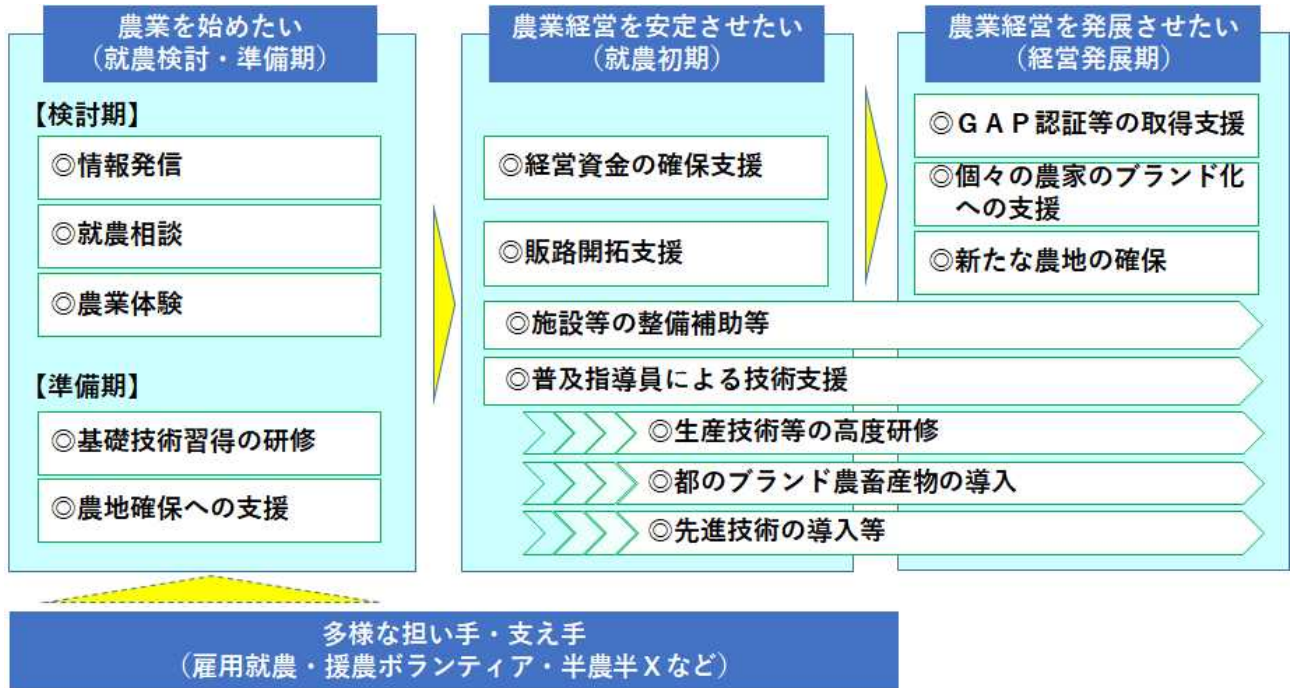
都民生活に貢献する持続可能な東京農業の新たな展開	1 担い手の確保・育成	(1) 認定農業者等への支援 (2) 親元就農者への支援 (3) 農外からの新規就農・定着支援 (4) 女性農業者等への支援 (5) 法人の参入支援と雇用就農の促進 (6) 普及指導体制の強化 (7) 新たな支え手の確保・育成
	2 稼ぐ農業経営の展開	(1) 東京産農畜産物の高付加価値化 (2) 生産現場への技術の普及 (3) 食・農ビジネスへの支援
	3 農地の保全・活用	(1) 生産緑地の保全と農地の流動化の促進 (2) 将来に向けた農地の有効活用 (3) 遊休農地の再生・低利用農地の活用等 (4) 販売に前向きな自給的農家への支援による農地活用促進 (5) 農業基盤の維持保全・整備の促進
	4 持続可能な農業生産と地産地消の推進	(1) 環境に配慮した農業の推進と農産物の安全安心の確保 (2) 農畜産物の消費拡大と地産地消の推進
	5 地域の特色を活かした農業の推進	(1) 都市地域 (2) 都市周辺地域 (3) 中山間地域 (4) 島しょ地域 (5) 農業振興地域

2 農業振興施策の展開

ア 担い手の確保・育成

持続可能な農業を展開していくためには、これを担う人材の確保・育成が不可欠です。農業を始めようとする時期から、就農後、経営を安定させる時期、経営をさらに発展させる時期まで、農業の技術や経営レベルに応じ、都や区市町村、農業団体などが一丸となって、切れ目のないサポートを提供していく必要があります。東京農業の新たな担い手や支え手を含め、誰もが安心して農業に関わり、営農を継続できる環境を整備していくことが大変重要です。

担い手の確保・育成に向けた支援体制



(1) 認定農業者等への支援

認定農業者をはじめ、経営力の向上に向けてチャレンジしている意欲ある農業者は、現在の東京農業を牽引する中核的な存在です。東京農業を発展させていくために、引き続きソフト・ハード両面にわたる支援を行っていきます。

また、小規模な販売農家が認定農業者にステップアップできるよう、専門的な技術や経営改善に向けたノウハウを提供していきます。

(2) 親元就農者への支援

農地や施設などを一から準備する必要のある農外からの就農者と比べ、親元就農者は、基本的な機材や経営基盤があるため、農業経営を開始しやすいと言えます。しかし、親とは別の作目等で営農を開始するなど、新たなチャレンジをする場合には、個々のニーズに対応した施設整備等への支援を行っていきます。

また、農家を継ぐかどうかを検討中の方に対しては、農業経営に関する情報提供や研修を行うほか、既に親元就農した方との情報交換の場を設けることなどにより、就農の意思決定を促していきます。

(3) 農外からの新規就農・定着支援

① 新規就農希望者の就農に向けた研修と支援

都内での就農を希望する都民等に対して、独立就農や雇用就農、短期間のアルバイトなど様々な就農相談にワンストップで対応できるよう、相談窓口の体制を強化します。また、就農希望者のスキルに応じた農業技術研修の実施や、農地のあっせん、農業機械・栽培施設等の整備や販路開拓への支援を通じて、就農・定着を後押ししていきます。

② 新規就農希望者の農地の確保

都内では貸借可能な農地が少ないことから、特に農外からの新規就農の場合、農地の確保が就農の障壁となっています。就農希望者が確実に都内で就農できるよう、区市町村や農業委員会等と連携して、貸借等による農地の確保を支援していきます。

また、農地の確保が困難な就農希望者に対しては、農地が見つかるまでの間、所有地等の活用による支援を行っていきます。

③ 就農後のフォロー体制の強化

新規就農者の経営の安定には、実現可能な営農計画に基づき、その計画を着実に実現していくための技術力・経営力が必要です。新規就農者を対象とする研修やセミナー等を充実させるとともに、デジタル技術等を活用しつつ、普及指導員による重点的な個別指導を行っていきます。

(4) 女性農業者等への支援

家族経営を主とする東京農業では、女性農業者の妊娠・出産・育児期において、農業経営の各種業務に関わることが難しくなり、事業規模の縮小・変更を余儀なくされるケースが想定されます。女性はもちろん、すべての農業者が安心して農業経営を継続できるよう、出産や育児といったライフステージに対応したサポート体制を整備していきます。

また、誰もが活躍できる環境づくりに向けて、家族内での役割分担を明確にし、労働環境の改善につながる家族経営協定の締結も推進していきます。

(5) 法人の参入支援と雇用就農の促進

企業等の農業経営への参入は、異分野の融合による新たなイノベーション創出の可能性を秘めています。例えば福祉法人の参入は、障害者等が農業分野で活躍することを通じて自信や生きがいを持って社会参画を実現していく、農福連携につながります。東京農業の強靱化を図っていくためには、農業経営の多様性を確保していくことが重要と考えられることから、都内で農業参入を希望する法人に対して、農地のあっせんや、農業機械・栽培施設等の整備を支援していきます。

法人経営による農業では、多くの人材が雇用されます。また、近年は農家が法人化して規模を拡大し、人材を雇用する事例も見られます。このような雇用就農は、最初から独立して就農することにためらいを持つ就農希望者にとって、就農の契機になるとともに、高度な農業技術の習得の機会になると考えられます。今後、このような形態の就農の増加が予想され、ITなど専門知識を持った人材の確保にもつながると考えられることから、その促進に向けた支援を進めていきます。

(6) 普及指導体制の強化

農家の農業技術や経営力の向上を促すためには、普及指導員による適切な助言やサポートが重要です。

近年では、GAP認証やブランド化、DXなどにより、多様化する農業者の課題に対してきめ細かな対応が求められています。このため、普及指導員の育成・資質向上に加えて、指導体制の見直しと強化を進めていきます。

また、営農指導や病害虫診断、経営指導や情報共有等に、デジタル技術を積極的に活用することで、遠隔地でも迅速かつ効果的な普及指導を行い、農家の技術力・経営力の強化を図っていきます。

(7) 新たな支え手の確保・育成

① 援農ボランティア等

援農ボランティアは、東京農業にとって重要な支え手であり、果樹栽培など、より高度な栽培技術を要する場面での活躍も期待されています。このため、育成に向けた支援を引き続き行っていくとともに、今後は、高度な技術を要するボランティアの有償化などについても研究していきます。また、高齢者の健康や生きがいづくりのために、農業技術の習得を支援する取組を行っていきます。

② 半農半X

テレワークの普及等により、都市住民の働き方や生活スタイルの多様化が進んでおり、空き時間を

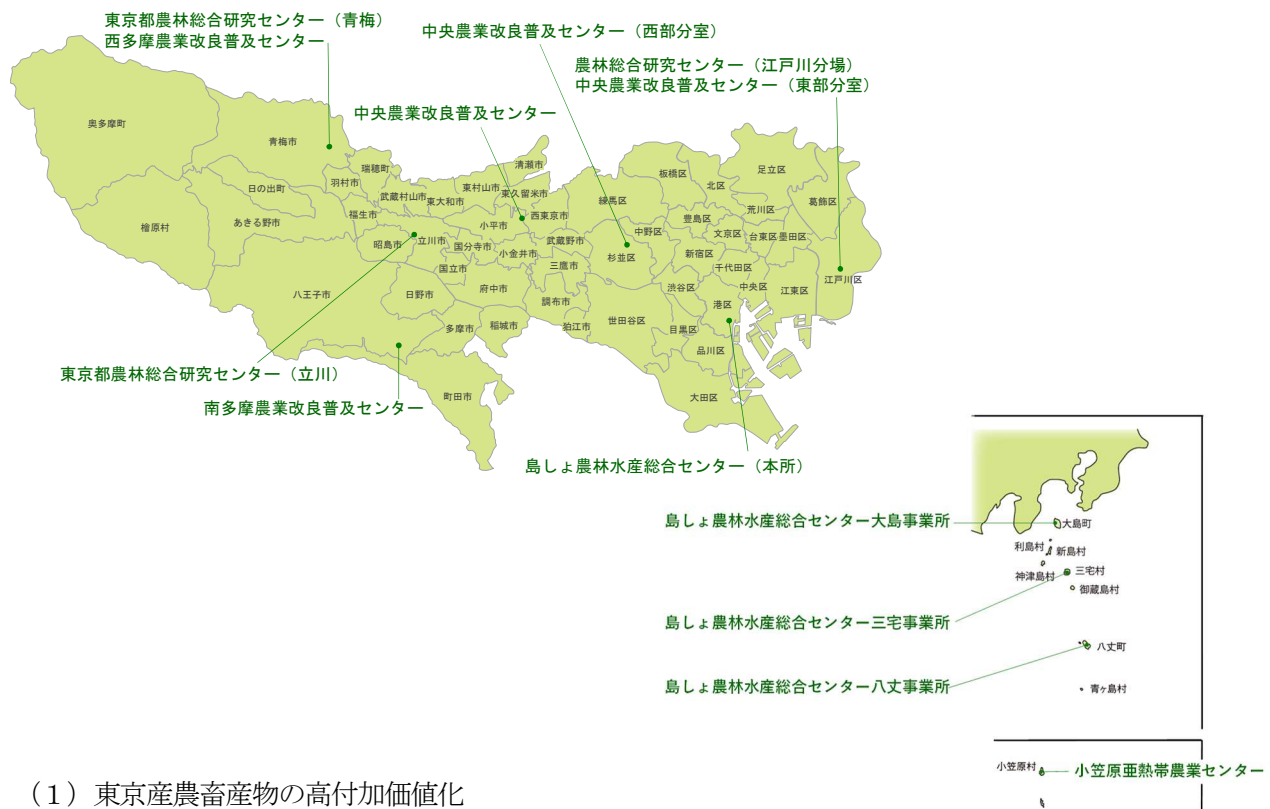
活用して農業に関わりたいという人が増加しています。このため、別に仕事を持ちつつ副業的に農業にも従事する半農半Xの都民等が活躍できる環境づくりを進めていきます。

イ 稼ぐ農業経営の展開

東京都で稼ぐ農業経営を展開するためには、最先端技術の活用による生産性の向上とブランド化などにより、農産物の付加価値を高める取組が重要です。

こうした取組を進めるため、現在、多摩地域には東京都農林総合研究センター（以下、「農総研」という。）、区部には同センターの分場、島しょ部には島しょ農林水産総合センターの各事業所、小笠原村には亜熱帯農業センターが設置されています。

今後は、消費地に近いという強みを持つ区部の支援体制を強化し、研究成果の普及に取り組むとともに、農業者の生産性と経営力の向上を図っていきます。



(1) 東京産農畜産物の高付加価値化

① 付加価値の高い新品種の開発等

新品種の開発や農産物の品質向上等に資する技術開発にあたっては、栽培の難易度や食味など、生産者や流通・販売事業者、消費者となる都民のニーズを総合的に勘案して進めていきます。

また、開発した新品種や生産技術を都内生産者に円滑に普及するための技術指導や、販路開拓に向けた支援などにも取り組んでいきます。

② 東京型スマート農業の推進

東京の農業は、狭小な農地を有効に活用し、収益性の高い経営を行うことが求められています。このため都では、生産性の向上や省力化に向けて、先進技術を活用し、データに基づく生産管理や農作業の効率化などを推進する東京型スマート農業の研究開発を進めています。オランダのような農業先進国の事例も参考にしつつ、このような取組をさらに強化し、東京農業の実態に即した、農業者が導入しやすいスマート農業技術の開発・普及を推進していきます。

③ ブランド化の推進

東京の農畜産物は、独自の歴史や、誰が育てたのか、どうやって育てたのかなど、様々なストーリー

を持っています。農畜産物の付加価値を高めるには、消費地に近いという東京農業の特徴を最大限に活かし、生産者の顔が見える農畜産物としてブランド化を進めることが重要です。

ブランド化の推進に向けて、都はPR手法の検討や販売先との調整など、多様な支援を行っていきます。

(2) 生産現場への技術の普及

稼ぐ農業の実現に向けて、東京農業の生産性を向上させるためには、経営感覚をもった農業者の育成を図るとともに、研究機関で開発した高度な技術や、最先端の技術・知識を広く農業者に普及することが重要です。

このため、普及指導體制を強化し、より多くの農業者に対して、研究成果を含めた高度な技術ノウハウの提供を行うことができるよう、普及指導員の増員や技術力の向上などを図っていきます。

(3) 食・農ビジネスへの支援

① デジタル技術を活用したマイクロ物流の導入・活用

東京農業は、少量多品目の生産と、近隣の消費者への直売を特徴としています。このため、少量の農産物を都心部等の小売店に出荷する場合は、輸送コストが高額となり、小売価格も上昇します。

そこで、デジタル技術の活用により、生産者ごとの出荷や配送先の情報を共有し、共同配送を行うことで物流コストを低減するマイクロ物流⁶⁾などの導入を促進していきます。

② 農業体験農園の設置促進

農業体験農園は、都市住民が農業者から農業を学び、農作業に親しむことができる場として、近年、関心が高まっています。こうした取組は、農業者にとっても安定的な収益の確保につながることから、農業者が自ら農業体験農園を設置する場合や、設置を目的とする農地の貸借についても支援を行っていきます。

ウ 農地の保全・活用

農地は、農作物の生産基盤であるとともに、都民の生活に潤いを与え、良好な生活環境に資する貴重な財産です。東京農業を今後も維持・発展させていくには、区市町村や農業委員会、農業会議、農業協同組合等と都が緊密な連携を図り、限られた農地を保全し、有効に活用していくことが必要です。

(1) 生産緑地の保全と農地の流動化の促進

① 特定生産緑地への移行と円滑化法の活用

東京都では、平成4年に指定された生産緑地のうち約94%が、令和4年までに特定生産緑地へ移行しました。しかし特定生産緑地は、これまでの生産緑地と異なり、10年単位での指定となります。次回の指定更新に向けて、引き続き農業委員会、農業会議、農業協同組合等と連携して農業者に説明を行っていきます。

なお、特定生産緑地に移行したにも関わらず、相続や心身の故障などで営農継続が困難になった場合は、円滑化法等の活用を促し、新たな担い手に引き継ぐことで都市農地を残すことができるよう支援していきます。

② 長期貸借の促進

円滑化法の施行により、認定農業者や新規就農者等への生産緑地の貸付事例が増加する一方で、その多くは短期の使用貸借となっています。安定的な農業経営を確立するためには、長期間の貸借を行い、土づくりや設備投資を行うことが重要です。

このため、農地所有者の理解を得て長期の貸借につなげる支援を進めていきます。

③ 区市による生産緑地の買取りや活用のための支援

都は生産緑地の貸借促進等により、農業者による農地の利活用を推進しています。しかし、相続の発生など所有者の事情により、やむを得ず生産緑地を手放す事態も生じています。農地の減少を防ぐため、今後、生産緑地を区市で買取り、活用するための支援を拡充していきます。

(2) 将来に向けた農地の有効活用

① 農地所有者の意向の把握

都は、農業委員会等と連携して、農地の利用状況や貸借等に関する意向を把握し、貸借を含めた農地の有効活用に向けて誘導する取組を積極的に行っていきます。

また、普及指導員は、個別に巡回やオンラインによる対応等を行いながら、農業者の営農に関する意向を随時把握し、地元の農業委員会や農業協同組合等と共有していきます。

② 地域計画の策定支援

農業経営基盤強化促進法により、農業基本構想を策定している市町村（市街化区域を除く）においては、将来の地域農業の姿を描く地域計画の策定が義務付けられました。都は、こうした市町村の地域計画策定を支援していきます。

③ 農地のマッチング体制の強化

(ア) 生産緑地

都は、区市や農業委員会、農業会議、農業協同組合等の関係機関と連携して、生産緑地の貸借推進のため、区市ごとの生産緑地バンクの創設を支援するとともに、広域的なマッチングができる体制づくりを行っていきます。

(イ) 市街化調整区域（農業振興地域等）

市街化調整区域内の農地は比較的まとまっている場合が多く、都市部よりも大きな面積で営農することができます。特に農業振興地域の農用地区域は、農業以外の用途が厳しく制限されていることから長期間の貸借に適しており、施設導入や基盤整備など農業への投資が行いやすいと考えられます。

このため、大規模かつ長期的・安定的な農地の貸借を希望する農業者や、農業参入を希望する法人に対し、農地中間管理機構による仲立ちを強力に推進するなど、マッチングの強化を図っていきます。

さらに、一定以上の規模の農地に集中的な投資を行う農業者や企業に対しては、マッチングの成立後、農地の利用を開始するまでの間も積極的な支援を行っていきます。

(3) 遊休農地の再生・低利用農地の活用等

都市部から離れた地域では、遊休農地が増加していることから、農作業の支障となる樹木の伐採や整地等への支援を通じて農地の再生を図っていきます。

また、都市部では、老木化した果樹等が残る低利用農地において、生産性が低い果樹等の伐採や抜根、深耕、整地等への支援を行っていきます。さらに、住宅や駐車場などを撤去し、農地を新たに創出しようとする農業者等に対する支援も実施します。

(4) 販売に前向きな自給的農家への支援による農地活用促進

東京の農地の保全・活用を図るため、販売に前向きな自給的農家の営農継続を後押しし、販売農家へのステップアップを促していきます。

このような自給的農家に対しては、土づくりをはじめ、収益につながる栽培品目や基礎的な栽培技術、出荷方法に関する指導など、普及指導員がきめ細かな支援を実施することにより、農地の活用と保全を図っていきます。

また、営農継続が困難な場合は、その農地を新たな担い手に引き継いで保全が図られるよう、地元自治体と連携し、貸借等を通じた農地の利活用を促進していきます。

(5) 農業基盤の維持保全・整備の促進

限られた農地を有効に活用していくには、農業用水路や農道など生産活動に必要な基盤整備が重要です。これらの農業基盤は、東京農業の生産活動を支えるインフラであるだけでなく、潤いある住環境の提供、四季折々の景観形成など様々な恩恵をもたらしています。次世代への着実な継承に向けて、各地域が行う農業基盤の維持・保全や整備を適切に支援していきます。

エ 持続可能な農業生産と地産地消の推進

環境に配慮し持続可能な農業生産を推進するためには、気候変動や生物多様性など、SDGsの視点に加え、みどりの食料システム法に基づく都の基本計画⁷⁾を踏まえた生産活動や地産地消を進めていくことが重要です。

(1) 環境に配慮した農業の推進と農産物の安全安心の確保

① 温室効果ガスの排出削減

農業生産に伴う環境負荷を軽減するため、生産施設へのヒートポンプの導入や、農業用施設の省エネルギー化などの取組をより一層進めていきます。

また、木質バイオマス発電の農業利用について検証していきます。

② 東京都エコ農産物認証・東京都GAP認証の推進

農業者の有機農業への取組を促進するため、化学肥料等の使用量の削減割合に応じて認証が受けられる東京都エコ農産物認証制度を推進していきます。デジタル技術も活用し、生産現場における技術指導のDXを推進するとともに、適切な情報提供を行っていきます。

また、環境への負荷を減らしながら効率的な生産管理を適切に行うため、国際水準を満たした新たな東京都GAP認証制度を構築し、その普及を進めていきます。

東京都エコ農産物や東京都GAP農産物については、積極的に小売店や消費者へのPRを行い、認証農産物の取り扱いや購入を働きかけていきます。

③ 新たな緑化技術の開発と普及

近年、猛暑日の増加や土壌の乾燥、ゲリラ豪雨など、異常気象が多発しています。

このため、様々な環境に対応した緑化植物の生産・管理技術の確立に取り組み、速やかに普及していきます。

④ 地域資源の堆肥化と利活用の推進

家畜ふんやせん定枝・落ち葉は、適切に堆肥化して農地に施用することで、農作物の安定生産だけでなく、化学肥料の削減や、炭素の貯留による温室効果の緩和につながるため、積極的な活用が求められます。

このため、畜産農家による堆肥生産情報や、区市町村等が作成したせん定枝・落ち葉堆肥の生産情報等を農業者に伝え、堆肥の積極的な利活用を促す仕組みの構築を進めていきます。

⑤ 植物・動物防疫体制の強化

近年、人・物の動きのグローバル化に伴う植物病害虫や家畜伝染病の侵入・発生拡大が懸念されていることから、危機管理体制のさらなる強化が必要です。

農作物に被害を与える植物病害虫については、監視対象とする病害虫の種類を拡大します。また、防除関係機関とのネットワークを活用し、農業者への迅速な情報提供と適切な防除指導を引き続き実施していきます。

家畜伝染病については、飼養衛生管理状況を良好に保つための支援や指導を充実させることで発生予防対策を進めるとともに、発生時には迅速な対応を行っていきます。

⑥ 鳥獣害対策の強化

都内全域で野生鳥獣による農業被害が生じており、農産物の出荷が困難となる事例も見受けられます。被害を軽減するため、野生鳥獣の特性を理解した上で、これらを寄せ付けない取組を地域全体で進めるとともに、侵入防止柵などの防除施設の整備と捕獲との組み合わせによる適切な鳥獣害対策を引き続き実施していきます。これらの取組にあたっては、デジタル技術も活用していきます。

特に、都市部においてはハクビシンなどによる被害が続いていることから、関係機関と連携して、被害軽減への取組を強化していきます。

(2) 農畜産物の消費拡大と地産地消の推進

① 地域における消費拡大

地域における地産地消の推進のため、都内の区市町村は、生産者との交流会やマルシェ等のイベントの開催、飲食店等とのマッチングなど様々な取組を行っています。都は、これらの取組を引き続き後押しすることにより、地域の農畜産物の認知度を高めて、その消費拡大を図っていきます。

② 都心部での消費拡大

都心部では農地や直売所が少なく、消費者が東京産農畜産物を購入できる機会は限られています。一方、地産地消や安全安心な農畜産物の価値を重視する消費者は多く、需要の高まりが期待できることから、都心部の小売店や飲食店等に東京産農畜産物を供給する農業者や流通事業者の取組を支援していきます。

また、都心部への新たな直売所の設置など、都民が東京産農畜産物を購入できる機会を増やすことを検討していきます。

③ 島しょ産農畜産物の消費拡大

島しょ地域の豊かな自然に育まれた農畜産物をイベント等でPRしていきます。

また、島しょ産農畜産物を利用している飲食店の情報を発信するとともに、使用したことがない飲食店には、食材をサンプルとして提供し、その活用を促進していきます。

④ 学校給食等との連携

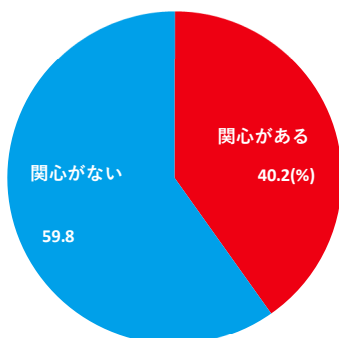
都心部の公立小・中学校の給食に、都が運営する「とうきょう元気農場」から東京産農産物を提供していきます。また、区市町村が区域外の学校給食等に農畜産物を提供する場合に支援を行うなど、地産地消を推進していきます。

⑤ 食育の推進

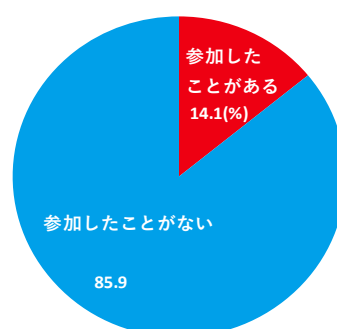
食育を効果的に進めるため、「生きた教材」といわれる学校給食において、地場産農畜産物が一層活用されるよう、区市町村等の取組を後押ししていきます。

また、小学校の児童や親子を対象とした圃場見学会などを通してあらゆる世代の都民と生産者との交流を促進し、食と農への関心・理解を高めていきます。

食育活動への関心



食育活動への参加経験



出典:東京都産業労働局「東京都食育推進計画に関する指標調査(令和2年度)」
(都内在住 20 歳以上の 1,000 名を対象としたインターネットアンケート)

オ 地域の特徴を活かした農業の推進

東京都では、都市地域、都市周辺地域、中山間地域、島しょ地域など、自然条件・社会条件が異なる環境のもと、多様な農業が営まれています。このため、各地域の特徴を活かした農業の振興が必要です。

(1) 都市地域

① 集約的農業の推進と新たなビジネスモデルの展開

都市地域は、農地面積が限られているため、施設栽培の導入を推進しています。今後はデジタル技術等を活用した先進的な施設・設備の導入支援などを通じ、生産性の一層の向上を図っていきます。

また、大消費地のメリットを活かし、自ら生産した農産物を活用した飲食店の経営を行うなど、農業者による新たなビジネスモデルの展開も期待できることから、こうした取組に対しても支援していきます。

② 「農のある空間」の展開と「緑農住」まちづくりの推進

新たな生活様式が広がる中、都市の中の「農のある空間」には、都民から大きな期待が寄せられています。市街地の中に、緑地や農地が存在する東京のポテンシャルをさらに高めるため、既存の公有地を農業公園や区民農園に整備するなど、全区市町村において「農のある空間」の維持・創出が可能となるよう支援していきます。

また、地域住民と農業者が連携して、防災機能や環境保全、コミュニティの創出の場としての利用など、農地の多面的機能を活かした「緑農住」まちづくりを推進していきます。これらの取組を通じて、地域住民の農業に対する理解の促進を図っていきます。

(2) 都市周辺地域

① 東京農業の中心地

都市周辺は、都内における農業生産の中核的な地域です。農地が比較的まとまっており、露地での野菜栽培に加えて、ハウスなどの施設栽培も盛んです。また、酪農や養豚、養鶏といった畜産業も行われています。

東京農業の中核をなす地域であるため、ソフト・ハードの両面からの支援により、農業者の収益向上を図るとともに、貸借等の促進により営農規模の拡大を目指す農業者や新規就農者の取組を後押ししていきます。

② 多面的機能の発揮

都市地域と同様に、農地と住宅地が混在していることから、農業者と地域住民が連携して、防災機能や環境保全、コミュニティの創出の場として農地を活用するなど、農地の多面的機能を発揮できる活動を推進していきます。

(3) 中山間地域

① 農地の利用促進

中山間地域では、ワサビやジャガイモなど地域の特産物が生産される一方で、農業者の高齢化や担い手の不足、土地の利便性の低さから、遊休化している農地が散見されます。都市周辺地域と同様に、農地の保全や貸借の促進に向けた支援を進めていきます。

② 都市住民との交流促進

中山間地域の豊かな自然と、そこで営まれる農業は、都市住民を呼び込む貴重な地域資源です。滞在型市民農園の整備や農家民宿など、都市住民との交流を図る様々な取組がすでに展開されていることから、今後もこのような地域の取組を積極的に後押ししていきます。

(4) 島しょ地域

① 農業基盤の整備と農畜産物の高付加価値化

伊豆諸島や小笠原諸島では、離島という不利な条件を抱えながらも、温暖な気候を活かしてアシタ

パヤ熱帯果樹、花き・観葉植物などの生産が行われています。島しょの農畜産物は、島外へ販売されているだけでなく、島内の観光資源としても重要な役割を担っています。

しかし、島しょ地域は塩害や強風、台風など自然災害の影響を受けやすいことから、安定した農業経営を行うため、施設や農業基盤の整備・長寿命化に向けた支援に取り組んでいます。また、輸送費などのコストが高いことから、加工による高付加価値化やブランド化、都内への販路開拓支援等を積極的に行っていきます。

さらに、労働力の確保が難しいことから、DXによる生産の効率化や省力化を目指す取組も支援していきます。

② 島外からの新規就農者の確保と育成

島しょ地域では、農業者の高齢化や後継者不足が極めて深刻な状況です。各島において、町村による研修施設の設置など、島外からの就農者の確保と育成に向けた取組を行っています。今後、各町村の取組を後押しするとともに、都として総合的な就農支援体制を整備し、研修生の募集などのPR活動を強化していきます。

(5) 農業振興地域

都市周辺地域や中山間地域、島しょ地域には、農業振興地域の整備に関する法律に基づき、農業振興地域が指定されています。本地域は、総合的・重点的に農業の振興を図る地域であることから、都は市町村と連携して実態の把握に努めるとともに、地域の実情にあわせて様々な施策を講じ、農業経営に対する支援を強化していきます。

一方、都市部から離れた地域では、遊休農地が増加している地域も見受けられるため、農地の利活用を進めるとともに、大規模な農地利用や長期的・安定的な農地の貸借を希望する農業者や、農業への参入を希望する法人に対するマッチングを行い、貸借をさらに促進していきます。

第2章 効率的かつ安定的な農業経営の基本的指標

東京の農業は、都市地域、都市周辺地域、中山間地域、島しょ地域など、自然条件・社会条件が大きく異なる環境の下で営まれており、多様な経営規模・形態が存在します。

農業振興にあたっては、このような地域特性や経営規模・形態などの違いを前提としつつ、それぞれの特色を発揮して、安定的かつ魅力ある経営を行うことが望まれています。

そこで、各自治体で作成する農業振興計画や、農業者による経営改善目標を設定する際に指標として活用できる経営モデルを例示します。

1 経営モデルの設定

様々な農業経営において、目標金額に応じた経営の規模や労働力、必要な施設や機械を示すモデルを設定しています。なお、労働力については、農業者の健康や余暇の時間を確保する観点から、主たる従事者1人あたりの年間労働時間を約1,800時間としています。

- (1) 農業の広がりを支える経営モデル：所得目標 300 万円
- (2) 地域の農業を担う経営モデル：所得目標 400～600 万円
- (3) 東京農業をリードする経営モデル：所得目標 1,000 万円
- (4) 法人など企業的な経営モデル：販売目標 5,000 万円以上

※(1)～(3)は所得を目標として設定していますが、(4)は、法人等を想定した企業的な経営モデルであるため、所得ではなく販売額を目標としています。

2 経営モデルの例示

(1) 農業の広がりを支える経営モデル（所得目標 300 万円）

番号	分類	経営モデル	経営耕地(a) (施設面積 a) 作付面積(a)	労働力 (人)	主な品目	主な施設・機械
1	野菜	共同直売所や庭先直売、量販店、学校給食など多様な出荷による野菜経営 (スマート農業モデル)	60 (施設 20) 100	2.5	カブ、キャベツ、コマツナ、ホウレンソウ、トマト、キュウリ等、ブルーベリー、野菜苗	園芸用ハウス、予冷庫、直売施設、灌水設備、防風網、暖房機 生産管理ソフト、直売管理ソフト
2	野菜	市場や学校給食への出荷を主としたコマツナ専作経営	25 (施設 20) 120	2	コマツナ	園芸用ハウス、予冷庫
3	野菜	ワサビの契約出荷を主とした経営	50 (施設 2) 50	2	ワサビ	育苗施設
4	野菜	アシタバの市場出荷経営	60 (施設 0) 60	1	アシタバ	袋詰機、予冷庫
5	野菜	農業体験農園を主に野菜の直売を組み合わせた経営	50 (施設 0) 60	2	トマト、ナス、ホウレンソウ	園芸用ハウス、体験農園施設、直売施設
6	花き	花壇苗・鉢物類を主とした直売経営	40 (施設 10) 80	2	花壇苗、鉢物類	園芸用ハウス、自動かん水装置、ホイローダー、播種機
7	花き	切葉類の市場出荷を主とした経営	30 (施設 25) 25	1	キキョウラン、ルスカス、レザーファン、ドラセナ等	園芸用ハウス
8	花き	ヒサカキの市場出荷経営	50 (施設 1) 50	1	ヒサカキ	運搬車、スピードスプレーヤー、育苗ハウス
9	果樹	ナシ、ブドウを主とした果樹経営	40 (施設 0) 40	2 + 雇用 0.5	ナシ、ブドウ、キウイフルーツ、カキ	スピードスプレーヤー、果樹棚、かん水施設、直売施設、防薬シャッター

番号	分類	経営モデル	経営耕地(a) (施設面積(a)) 作付面積(a)	労働力 (人)	主な品目	主な施設・機械
10	果樹	ウメ、ユズ、カキ等の生産と加工、販売を主とした経営	60 (施設 0) 60	2	ウメ、梅干、柑橘類、カキ	加工施設、直売施設
11	果樹	ブルーベリーの摘み取りと直売を主とした果樹経営	40 (施設 0) 40	2	ブルーベリー	防鳥網、直売施設、かん水設備
12	植木	緑化木生産を主とした植木経営	100 (施設 5) 100	1.5	落葉高木類、低木類全般、中木類全般	園芸用ハウス、クレーン付トラック
13	複合	切花と多品目野菜の直売経営	40 (施設 5) 60	2	切花類、野菜類	園芸用ハウス、暖房機、直売施設、予冷庫
14	複合	庭先販売を主とした東京うこっけいと野菜の複合経営	50 (施設 5) 100羽 60a	2	東京うこっけい、トマト、キュウリ、キャベツ、ブロッコリー、コマツナ等	鶏舎、堆肥舎、直売施設
15	複合	サヤエンドウや切葉・枝もの類の市場出荷を主とした複合経営	40 (施設 20) 30	1	サヤエンドウ、切葉類、枝もの類等	園芸用ハウス
16	花き・果樹	切葉類の市場出荷とパッションフルーツを主とした複合経営	50 (施設 20) 40	2	切葉類(キキョウラン、コルディリーネ類)、パッションフルーツ、野菜類	園芸用ハウス
17	複合	パッションフルーツを主とした複合経営	15 (施設 10) 15	1 + 雇用 1	パッションフルーツ、野菜類	園芸用ハウス、果樹棚
18	野菜	共同直売所や庭先直売、量販店、学校給食、市場など多様な出荷による野菜経営(スマート農業モデル)	70	2	トマト、キュウリ、スイートコーン、ナス、エダマメ、ジャガイモ、コマツナ、カブ(多品目)、野菜苗	園芸用ハウス、予冷庫、直売施設、暖房機、作業管理ソフト、直売管理ソフト
19	野菜・果樹	果樹の直売、野菜の庭先直売所での販売を組み合わせた経営(スマート農業モデル)	70	2	キウイフルーツ、ナス、エダマメ、トマト(多品目)	園芸用ハウス、予冷庫、直売施設、暖房機、作業管理ソフト、直売管理ソフト

(2) 地域の農業を担う経営モデル (所得目標 400~600 万円)

番号	分類	経営モデル	経営耕地(a) (施設面積 a) 作付面積(a)	労働力 (人)	主な品目	主な施設・機械
1	野菜	養液栽培システムでトマトに集約した経営 (スマート農業モデル)	30 (施設 30) 30	2 + 雇用 3	トマト	園芸用ハウス、養液栽培システム、生産管理ソフト、暖房機、直売管理ソフト
2	野菜	コマツナやホウレンソウなど葉物野菜を主とした給食および市場出荷経営	60 (施設 30) 240	2	コマツナ、ホウレンソウ、エダマメ	園芸用ハウス、予冷庫、野菜洗浄機
3	野菜	野菜類の多様な出荷形態による経営	80 (施設 20) 160	3 + 雇用 0.5	ダイコン、葉茎菜類、トマト、キュウリ、インゲン、スイートコーン等	園芸用ハウス、暖房機、予冷庫、野菜洗浄機、直売施設
4	野菜	つまものを主とした市場出荷経営	30 (施設 20) 80	3	つまもの	園芸用ハウス、予冷庫、荷造り調整施設
5	野菜	露地野菜の市場出荷を主とした経営	120 (施設 0) 240	3	ダイコン、ニンジン、キャベツ、ブロッコリー、ホウレンソウ等	移植機、予冷庫、洗浄機
6	野菜	加工用を主としたアシタバの経営	200 (施設 0) 200	2	アシタバ	バックホー
7	野菜	ワサビの生産と加工販売を主とした経営	50 (施設 2) 50	2	ワサビ、加工品	育苗ハウス、加工施設、直売施設
8	野菜	野菜の契約出荷と直売、加工販売を組み合わせた経営	80 (施設 40) 250	3	ダイコン、サトイモ、コマツナ、ホウレンソウ、キュウリ、トマト、ナス、加工品(菓子・総菜)	園芸用ハウス、暖房機、予冷庫、加工施設、直売施設
9	野菜	農業体験農園と野菜の直売を主とした経営	65 (施設 10) 90	3	トマト、キュウリ、キャベツ、ホウレンソウ等	園芸用ハウス、体験農園施設、直売施設
10	花き	鉢花類、花壇苗と野菜苗の市場出荷を主に直売を組み合わせた経営	80 (施設 30) 160	2 + 雇用 1	鉢物類(シクラメン等)、花壇苗、野菜苗	園芸用ハウス、暖房機、自動灌水装置、培土消毒器、ホイールローダー、ポットティングマシン、自動播種機

番号	分類	経営モデル	経営耕地(a) (施設面積 a) 作付面積(a)	労働力 (人)	主な品目	主な施設・機械
11	花き	切花を中心に共同直売所や量販店への出荷を主とした経営	60 (施設 40) 120	4 + 雇用 1	ユリ、ストック、アスター、トルコギキョウ、その他切花	園芸用ハウス、予冷庫、自動液肥混入機 暖房機
12	花き	ブバルディアの市場出荷を主とした経営	100 (施設 50) 100	2	ブバルディア、フリージア、ハラン等	園芸用ハウス、予冷庫、ホイールローダー
13	花き	フェニックス・ロベレニー(切葉)の市場出荷経営	140 (施設 140) 140	2	フェニックス・ロベレニー	ネットハウス
14	花き	共撰共販による施設切葉類の市場出荷経営	40 (施設 40) 40	2	レザーファンまたはルスカス	園芸用ハウス
15	花き	観葉鉢物の市場出荷経営	100 (施設 50) 100	2	フェニックス・ロベレニー、シェフレラ類、フィカス類、カポック類、ヤシ類等	園芸用ハウス、ラスハウス
16	果樹	根圏制御栽培システムを導入し、ブドウとナシに集約した果樹経営(スマート農業モデル)	50 (施設 30) 50	2 + 雇用 2	ブドウ ナシ	園芸用ハウス、雨よけハウス、スピードスプレーヤー、防葉シャッター、果樹棚、根圏制御栽培システム、農作業スケジュール管理アプリ、直売所販売支援システム
17	果樹	ナシ、ブドウを主とした果樹経営	80 (施設 0) 80	2 + 雇用 0.5	ナシ、ブドウ、キウイフルーツ	スピードスプレーヤー、スイングスプリンクラー、果樹棚、防葉シャッター
18	果樹	キウイフルーツを主とした果樹経営	80 (施設 10) 80	3	キウイフルーツ、その他	スピードスプレーヤー、果樹棚、防葉シャッター、保冷庫、直売施設、チップパー、草刈機
19	果樹	果樹の観光摘み取り園を主とした経営	80 (施設 0) 80	2 + 雇用 0.5	ブルーベリー、その他	スピードスプレーヤー、かん水設備、果樹棚、防鳥網、直売施設、草刈機
20	植木	グランドカバー植物や低木類のコンテナ植木等の生産を行う経営	220 (施設 20) 220	2 + 雇用 2	グランドカバー植物、低木類全般	園芸用ハウス、自動かん水装置

番号	分類	経営モデル	経営耕地(a) (施設面積 a) 作付面積(a)	労働力 (人)	主な品目	主な施設・機械
21	植木	緑化木生産を主とした 植木経営	300 (施設 6) 300	2.5	落葉高木類、低木 類全般、中木類全 般	園芸用ハウス、ク レーン付トラッ ク
22	畜産	地域資源のリサイクル に取り組む養豚経営	500 頭 (肉豚)	2	肉豚、堆肥	豚舎、ふん尿処 理施設、飼料調 整施設、ホイル ローダー
23	畜産	黒毛和種の繁殖を主と した経営	30 頭 (繁殖 牛)	1 + 雇用 0.5	子牛、堆肥	牛舎、ふん尿処 理施設、ホイルロー ダー
24	畜産	トウキョウXの一貫経 営	30 頭 (母豚)	2	トウキョウX、堆 肥	豚舎、ふん尿処 理施設、自動給餌 機、ホイルローダ ー
25	畜産	黒毛和種の肥育を主と した経営	50 頭 (肥育牛、繁殖 牛)	2	肉用牛、堆肥	牛舎、ふん尿処 理施設、ホイルロー ダー
26	畜産	トウキョウXと一般豚 を組み合わせた一貫経 営	15 頭 (トウキョウX 母豚) 25 頭 (一般豚母豚)	2	トウキョウX、 一般豚、堆肥	豚舎、ふん尿処 理施設、自動給餌 機、ホイルローダ ー
27	畜産	採卵鶏の鶏卵加工品の 直売を組み合わせた経 営	3,000 羽 (採卵鶏)	2 + 雇用 0.5	鶏卵、鶏卵加工品	鶏舎、ふん処理施 設、加工施設、直 売施設
28	茶	小売販売を主とした生 葉・製茶の一貫経営	150 (施設 0) 150	2 + 雇用 0.5	茶	乗用摘採機、防霜 ファン、製茶機 器、直売施設
29	果樹	樹上完熟レモンを主と した施設果樹経営	20 (施設 20) 20	1	レモン、パッショ ンフルーツ	園芸用ハウス、果 樹棚
30	複合	熱帯果樹を主とした果 樹経営	30 (施設 10) 30	2	パッションフルー ツ、レモン、 コーヒー等	園芸用ハウス、果 樹棚

(3) 東京の農業をリードする経営モデル (所得目標 1,000 万円)

番号	分類	経営モデル	経営耕地(a) (施設面積 a) 作付面積(a)	労働力 (人)	主な品目	主な施設・機械
1	野菜	施設野菜と露地野菜を 組み合わせた直売経営	120 (施設 40) 180	3 + 雇用 1	ニンジン、キャベ ツ、ブロッコリ ー、キュウリ、ス イートコーン、ト マト等	園芸用ハウス、 暖房機、予冷庫
2	野菜	露地野菜と施設野菜の 市場出荷と契約出荷を 組み合わせた経営	180 (施設 30) 375	3 + 雇用 1	ダイコン、ニンジ ン、キャベツ、コ マツナ、ニンニ ク、ブロッコリ ー、ハウレンソ ウ、ミズナ、トマ ト等	園芸用ハウス、 予冷庫、シーダ ーマルチャー、 移植機、野菜洗 浄機
3	野菜	市場や学校給食への出 荷を主としたコマツナ 専作経営	50 (施設 40) 300	3 + 雇用 1	コマツナ	園芸用ハウス、 予冷庫、野菜洗 浄機
4	花き	苗物と鉢物類の市場出 荷・契約出荷を主と して直売を組み合わせた 経営	70 (施設 30) 120	3 + 雇用 2	花壇苗、シクラメ ンやポインセチア 等の鉢物類、野菜 苗	園芸用ハウス、 暖房機、自動か ん水装置、播種 機、ホイルロー ダー、鉢用土混 合機、用土置 場、砕土機、ポ ッティングマシ ン
5	花き	ヒサカキの市場出荷経 営	300 (施設 0) 300	3 + 雇用 1	ヒサカキ	スピードスプレ ーヤー、バック ホー、運搬車、 電動鋏
6	果樹	ナシやブドウの根圏制 御栽培システムを導入 した果樹経営 (スマート農業モデ ル)	80 (施設 20) 80	2 + 雇用 3	ブドウ、ナシ	園芸用ハウス、ス ピードスプレー ヤー、防薬シャ ッター、果樹棚、 根圏制御栽培シ ステム
7	植木	都市緑化に向けた緑化 木生産を行う経営	240 (施設 2) 240	3	落葉高木類、 低木類全般、 中木類全般	育苗ハウス、クレ ーン付きトラッ ク、バックホー
8	植木	グランドカバー植物や 低木類のコンテナ植物 等の生産を行う経営	300 (施設 100) 300	4 + 雇用 3	グランドカバー植 物、低木類全般	鉄骨ハウス、自 動かん水装置、 ホイルローダ ー、フォークリ フト
9	畜産	採卵鶏と東京しゃも生 産を組み合わせた経営	3,000 羽 (採卵鶏) 1,000 羽 (東京しゃも)	2 + 雇用 1	鶏卵、東京しゃ も、発酵鶏糞	鶏舎、育すう 舎、ふん処理施 設、ホイルロー ダー、直売施設

番号	分類	経営モデル	経営耕地(a) (施設面積 a) 作付面積(a)	労働力 (人)	主な品目	主な施設・機械
10	畜産	酪農と自家製乳製品の直売を組み合わせた経営	30 頭 (経産牛)	2 + 雇用 0.5	牛乳、乳製品、 堆肥	牛舎、ミルクカー、バルククーラー、自動給餌機、ふん尿処理施設、ホイローダー、乳加工直売施設
11	複合	パッションフルーツとミニトマトを主とした施設園芸経営	40 (施設 20) 40	2 + 雇用 2	パッションフルーツ、ミニトマト、レモン等	園芸用ハウス、果樹棚
12	野菜	統合環境制御システムによるトマト生産に集約した経営 (スマート農業モデル)	10 (施設 10) 10	3 + 雇用 3	トマト	統合環境制御システム、養液栽培システム、園芸用ハウス、直売施設
13	花き	特産花き、観葉鉢物の経営	900 (施設 80) 900	3 + 雇用 6	フェニックス・ロベレニー、ルスカス、観葉鉢物、大型ヤシ類	園芸用ハウス、用土置場

(4) 法人など企業的な経営モデル：販売目標 5,000 万円以上

番号	分類	経営モデル	経営耕地(a) (施設面積(a)) 作付面積(a)	労働力 (人)	主な品目	主な施設 ・機械
1	野菜	施設野菜と露地野菜を 組み合わせた市場出荷 経営	250 (施設 60) 650	6 + 雇用 7	コカブ、ニン ジン、サトイ モ、ハウレン ソウ、ミズナ	園芸用ハウ ス、予冷库、 野菜洗浄機、 かん水用井戸
2	植木	緑化木の生産・流通と 造園施工を行う経営	500 (施設 50) 500	2 + 雇用 1	落葉高木類、 低木類全般、 中木類全般	育苗ハウス、 クレーン付ト ラック、バッ クホー
3	畜産	搾乳ロボットシステム を導入し、乳製品の加 工販売も行う酪農経営 (スマート農業モデル)	70 頭 (経産牛)	2 + 雇用 4	生乳、堆肥、 乳製品	牛舎、搾乳ロ ボットシステ ム、バルクク ーラー、TMR 給餌機、ふん 尿処理施設、 パステライザ ー、充填機、 アイスクリー マー、冷凍・ 冷蔵庫、ショ ーケース
4	加工	地場農畜産物の加工、 販売を行う経営	-	3 + 雇用 3	加工品 (惣菜、弁当)	ショーケー ス、ガス自動 フライヤー、 コールドテー ブル、冷蔵庫

第3章 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保・育成

1 新規就農の現状と新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に向けた目標

東京都の新規就農の状況については、令和3年度の新規就農者は67人、そのうち45歳未満の新規就農者は54人と全体の8割を占めています。平成29年度から令和3年度の新規就農者数は平均して年間45人前後で推移しています。

就農形態は農業後継者が多く、他業種からのUターン就農が中心ですが、近年、農業に関心を持つ若い世代が増え、農外からの新規参入者が増加傾向にあり、平成29年度から令和3年度の過去5年間で合計61人が就農しています。

また、東京農業の担い手である基幹的農業従事者（販売農家）は7,974人（2020年世界農林業センサス）であり、そのうち45歳未満の青年農業者は851人で全体の11%、45歳から65歳未満の者は2,552人で全体の32%を占めているに過ぎません。一方、基幹的農業従事者のうち65歳以上の高齢者は4,571人で、全体の57%を占め、半数を超えています。今後、さらに高齢化が進み、農業従事者のリタイアを考慮すると、現在の新規就農者数では、都民のニーズに的確に応えるのに十分とは言えない状況にあります。

このような状況の中、国は、基幹的農業従事者数の年齢構成が、65歳以上が7割（949万人）、40代以下が1割（11万人）と世代間バランスが大きく崩れた状況を改善するため、40代以下の新規就農者の確保・定着数を倍増し、40万人とする目標を掲げています。

これを踏まえて、都の農業の持続的な発展に向け、新規就農者数を現状の約2倍とすることを目標とします。そのうち、45歳以上65歳未満の中高齢者についても、他産業従事経験等を活かし意欲的な者については、積極的に支援の対象とします。

2 新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の基本的指標

都の他産業従事者や優良な農業経営の事例と均衡する年間総労働時間（主たる従事者1人あたり1,800時間程度）の水準を達成しつつ、農業経営開始から5年後には農業所得を主として生計が成り立つ年間農業所得（第2章の2（1）に示す、効率的かつ安定的な農業経営の目標の5割程度の農業所得、すなわち主たる従事者1人あたりの年間農業所得300万円程度）を目標とします。

第4章 農業を担う者の確保及び育成を図るための体制の整備その他支援の実施に関する事項

1 農業を担う者の確保及び育成の考え方

東京の特色ある優れた品質の農畜産物を安定的に生産するとともに、東京農業が持続的に発展していくためには、生産性と収益性が高く、持続的な発展性を有する効率的かつ安定的な農業経営を育成するとともに、新規就農者など次世代の農業を担う人材や中小・家族経営等の多様な経営体を幅広く確保し、育成していく必要があります。

このため、本基本方針第1章の「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な方向」に即して、認定農業者や認定新規就農者、農業法人等の担い手については、経営規模や家族・法人など経営形態の別に関わらず育成し、主体性と創意工夫を発揮した経営を展開できるよう、重点的に支援していきます。

また、次世代の農業を担う人材を確保するため、新たに農業経営の開始又は農業へ就業しようとする青年等が、都内の各地域で安心して就農し定着することができるよう、相談対応・情報提供、農業技術や経営方法等の研修の実施、地域における受入から定着、経営発展までのサポートなど、関係機関が連携して一貫した支援を実施していきます。

さらに、中小・家族経営、兼業農家などの多様な経営体について、地域農業の維持の面でも担い手とともに重要な役割を果たしている実態を踏まえ、円滑な経営継承に向けた支援を実施します。また、定年後に就農を希望する者やマルチワークの一つとして農業を選択する者など、多様な形で農業に関わる者も、地域農業の活性化の面で重要な役割を果たすことが今後期待されることから、相談対応や情報提供、研修実施等の支援を行っていきます。

2 農業経営・就農支援センターの体制及び運営方針

農業経営基盤強化促進法第11条の11の規定に基づき、東京都は、「農業経営・就農支援センター」（以下、「支援センター」とします。）として、一般社団法人東京都農業会議（以下、「農業会議」とします。）を農業経営支援、公益財団法人東京都農林水産振興財団（以下、「財団」とします。）を就農支援の業務を行う拠点として位置付けます。

農業会議では、農業経営支援を担う拠点として主に以下の業務を行います。

- ア 経営管理の合理化等の農業経営の改善、農業経営の法人化（委託を受けて農作業を行う組織の設立を含む。）等に関する相談対応、専門家派遣、啓発活動
- イ 農業経営の計画的な継承のための啓発活動、相談対応、専門家派遣

財団では、就農支援を担う拠点として主に以下の業務を行います。

- ア 農業を担う者の確保・育成を図るための情報発信・広報活動
- イ 就農等希望者などの農業を担う者、その他関係者からの相談対応、必要となる情報の提供、希望と適性に応じた就農先の紹介・調整

支援センターの運営にあたっては、東京都農林水産部農業振興課が運営上の予算を確保するとともに、指導・監督を行います。

また支援センターは、各農業改良普及センター、農地中間管理機構、東京都農業協同組合中央会、株式会社日本政策金融公庫と相互に連携して、農業を担う者のサポートを行うものとします。

支援センターの相談窓口については、経営関係のサポートに関しては農業会議、就農関係のサポートに関しては財団に設置することとし、両者及び関係機関が連携して、就農から定着、経営発展までのサポートを一貫して行うものとします。

3 東京都が主体的に行う取組

ア 都は、農業を担う者を幅広く確保するために、支援センターなど各関係機関と連携して、東京農業の魅力、区市町村・地域毎の受入体制、具体的な農業経営や生活のイメージ等について、様々なメディアを活用したPR活動を行うとともに、ホームページ等を活用して積極的に情報発信していきます。

イ 都は、新たに就農しようとする青年等に対する研修を積極的に実施するとともに、新たに農業経営を営もうとする青年等が円滑に経営を開始し、将来的に効率的かつ安定的な農業経営へ発展できるよう、必要な支援を集中的に措置するための青年等就農計画制度の普及及び事業等支援の活用を働きかけます。

ウ 農業改良普及センターは、認定農業者が経営改善計画を達成できるよう、また認定新規就農者が円滑に認定農業者に移行できるよう、普及指導員による計画的な巡回指導等を行います。

エ 都は、東京農業アカデミーにおいて実践的な研修教育指導等を行うとともに、農業を担う者ごとの取組内容に即してきめ細やかなサポートを行います。

4 関係機関との連携・役割分担の考え方

ア 農業経営・就農支援センター

支援センターは、東京都、区市町村、各農業委員会、農地中間管理機構、東京都農業協同組合中央会、各農業協同組合、日本政策金融公庫等の関係機関及び団体との間で相互に密接な連携を取った支援体制を構築し、就農相談や農業法人等からの求人情報の収集及び提供、経営の移譲等を希望する農業者の情報収集及び関係機関への情報提供を行います。

財団では、就農のための総合的な相談対応や指導を行い、財団で実施している各種担い手育成対策と有機的に連携し、新規就農者の確保・育成に努めます。また、都内での新規就農者数の実態を確実に把握するため、東京都、区市町村、各農業委員会、農業会議、東京都農業協同組合中央会及び各農業協同組合等関係機関で連携・分担して、可能な限り正確な実数を把握するものとします。

農業会議では、農業への新規参入を希望する者や企業に対し、「新規就農希望者経営計画支援会議」を主催し、農業情報の提供や経営計画作成の支援をするとともに、農業委員会との連携のもとに、就農希望者に対して農地等就農関連情報の提供や相談対応などを行います。また、新規就農者育成総合対策における就農準備資金の対象者の審査を行う東京都担い手育成総合支援協議会の事務局を担う

ものとし、加えて、厚生労働省東京都労働局及び公共職業安定所と連携し、職業安定法（昭和22年法律第141号）第33条第1項の許可を受けて無料の職業紹介を行います。

イ 区市町村

区市町村が策定する農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想に基づき、就農希望者に対して青年等就農計画の認定や新規就農者育成総合対策（経営開始資金）の給付等による円滑な就農に必要な措置を講ずるほか、農業を含む地域全体の実情を踏まえた助言や相談対応等を行います。

また、新規就農等希望者の受入について、区市町村の関係者が連携した体制を構築するとともに、就農地の生活・住居等に関する情報の提供、地域への定着に関する相談対応等のサポートを行います。

ウ 農地中間管理機構、区市町村農業委員会

農業を担う者からの農地等に関する相談対応、農地等に関する情報の提供、農地のあっせん等を行います。

エ 農業協同組合

新規就農者等の作物ごとの営農技術等の指導、経営の移譲を希望する農業者の情報収集及び関係機関へ提供など、必要なサポートを行います。農業制度資金の貸付窓口として、就農希望者等に対する確かな資金確保に対する支援を行うとともに、新規就農者が円滑に営農活動を継続できるよう支援し、青年農業者組織の育成、指導等にあたります。

オ 株式会社日本政策金融公庫

規模拡大・経営発展を目指す認定農業者や経営を開始する認定新規就農者等からの相談に対応し、各種融資の活用を含む経営面でのアドバイスを行います。

5 就農等希望者のマッチング及び農業を担う者の確保・育成のための情報収集・相互提供

区市町村は、管内の就農受入組織（担い手協議会、農業協同組合等）と連携し、区域内における就農者受入体制、研修内容、就農後の生活や収入のイメージ等、就農等希望者が必要とする情報を整理し、東京都及びセンターに情報提供します。

支援センターは、区市町村から提供を受けた就農受入や農業経営・生活等のイメージに関する情報について、ホームページや就農イベント等を通じて就農等希望者に分かりやすく情報提供します。また、就農等希望者、就農を受け入れる法人等の農業者、その他の関係者から就農等に関する相談があった場合には、相談内容に応じて必要な情報を提供し、当該者の希望内容や相談の結果等に応じて積極的に研修先や就農先の区市町村と調整し、担当者等に紹介します。

支援センター及び農業改良普及センターは、就農等希望者を区市町村等に紹介した後においても、その後の研修・調整・定着状況について区市町村等を通じて随時把握し、関係者と連携して必要な助言・指導を行うとともに、研修・就農先の変更が必要になった場合には、必要に応じて他の区市町村等との調整を行います。

区市町村及び農業協同組合は、経営の移譲等を希望する農業者の情報について、積極的に把握するよう努め、都及び支援センターに情報提供を行います。支援センターは、就農等希望者とマッチングを行い、区市町村等と連携して円滑に継承できるよう必要なサポートを行います。

第5章 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標

1 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積に関する目標

効率的かつ安定的な農業経営を営む経営体に対する農用地の集約化を進めるため、関係機関が一体となって農用地の利用調整に取り組めます。認定農業者等の中核的な担い手の利用する農地が、将来的に都の農地に占める面積の32.8%となるよう、過去の実績の推移から予測して目標を設定するとともに、関係機関及び関係団体との連携を確保し、各般の施策等と連携することにより、担い手への農地の利用集約を推進します。

効率的かつ安定的な農業経営が地域における農地の利用に占める面積シェアの目標

振興施策に関連する指標	農地利用集積率(%)
令和4年度【実績】 (2023年3月)	26.0
令和15年度【目標】 (2033年)	32.8

2 その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標

都内において作成される地域計画の実現にむけて、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集約を進めるため、担い手間の調整や圃場整備等を行い、農地中間管理機構を軸としながら、都、区市町村、農業委員会が一体となり農用地の利用調整に取り組めます。中山間地域や担い手不足の地域では、地域全体で農用地の確保・有効利用を図るため、地域社会の維持に重要な役割を果たしている小規模な経営体を含めて、新規就農を促進します。

第6章 農業経営基盤強化促進事業の実施に関する基本的な事項

第2章で示すような、営農類型ごとの効率的かつ総合的な農業経営の育成を進めるとともに、これらの経営体が農用地利用に占める面積シェアの目標の達成を図るため、都、区市町村、農業委員会、農業協同組合、農地中間管理機構、土地改良区、東京都農業会議、東京都農業協同組合中央会等、各農業関係機関のそれぞれの取組みと、関係機関が相互に協力・連携した取組みを並行して効果的に進めていくことが重要です。

このため都は、第1章、第4章で述べた通り、上記の農業関係機関との間で情報共有と連携を進め、市町村が策定する地域計画、農業経営改善計画及び青年等就農計画認定制度、農地中間管理機構が行う農地中間管理事業など、各種事業及び制度を活用して、農業経営基盤の強化促進を図ります。

用語解説

円滑化法（都市農地の貸借の円滑化に関する法律（平成 30 年法律第 68 号）） P 2

都市農地の貸借の円滑化のための措置を講ずることにより、都市農地の有効な活用を図り、もって都市農業の健全な発展に寄与するとともに、都市農業の有する機能の発揮を通じて都市住民の生活の向上に資することを目的とした法律。

本法の制定により、市街化区域内の農地のうち、生産緑地の貸借が安心して行える新たな仕組みが平成 30 年 9 月 1 日から始まった。貸借の契約期間経過後には貸し手に生産緑地が確実に返還されることや、市民農園を開設する場合は農地所有者から直接借りられるというメリットがあり、さらに貸し手は相続税納税猶予を受けたままで生産緑地を貸すことが可能になったことから、都内でも生産緑地の貸借が増加している。

援農ボランティア P 4

農家へ出向いて、報酬を目的とせず、農作業の援助を行う者

化学合成農薬 P 33

化学的手段により合成した物質（化学物質）を成分に含む農薬

化学肥料 P 2

鉱物などの無機物から化学的に合成し、あるいは天然産の無機物の原料を化学的に加工して作った肥料

家畜伝染病 P 15

家畜の伝染性疾病の中で、特にその発生予防及びまん延防止を図る必要がある重要な伝染性疾病として家畜伝染病予防法（昭和 26 年法律第 166 号）において指定している病気。豚熱や高病原性鳥インフルエンザ、口蹄疫等 28 種がある。

環境保全型農業 P 7

農業の持つ物質循環機能を活かし、生産性との調和などに留意しつつ、土づくり等を通じて化学肥料、農薬の使用等による環境負荷の軽減に配慮した持続的な農業

高付加価値化（農産物の高付加価値化） P 12

本物指向、安全指向など多様化する消費者ニーズに対応し、有機栽培や加工、ブランド化などにより、これまでの農業生産に新たな価値を加えて、収益性の向上を目指すこと

雇用就農 P 4

農業生産法人など企業等に、雇用される形での就農

市街化区域・市街化調整区域 P 6

市街化区域とは、既に市街地を形成している区域及び概ね 10 年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域である。市街化調整区域は、市街化を抑制する区域とされ、宅地造成等の開発行為は原則としてできない区域である。都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）に基づいて無秩序な市街化を防止し、計画的に市街化を図るため、都市計画区域は市街化区域と市街化調整区域に区分されている。

自給的農家 P 14

経営耕地面積が 30 a 未満、かつ農産物販売金額が年間 50 万円未満の農家

集約的農業 P 17

限られた土地に施設整備等を行い、効率的に栽培することでより多くの生産量の確保を目指す農業

食育 P16

様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てるための教育活動

植物病害虫（病害虫） P15

植物に害をもたらす病気や昆虫、微生物等

スマート農業 P5

ロボット技術や情報通信技術（ICT）等を活用して、省力化や高品質生産を実現する農業

生産緑地 P1

生産緑地法（昭和49年法律第68号）に基づき、市街化区域内において良好な都市環境の形成に資するものとして、区市が指定した農地。生産緑地に指定されると税の軽減措置を受ける一方、営農が義務付けられる。

相続税納税猶予制度（相続税・贈与税の納税猶予制度） P2

相続や贈与による農地の分散を防止し農業後継者を確保する観点から、相続税や贈与税の納税を猶予する税制上の特例措置。被相続人が死亡の日まで農業を営み、自ら農業の用に供した農地であることや、相続人が引き続き農業経営を行うことなどの要件がある。

多面的機能（都市農業の有する） P8

農業生産活動が行われることにより生ずる食料その他の農産物の供給以外の機能。自然環境の保全や防災機能、健康増進、教育、景観形成などがある。

地域計画 P14

令和4年の農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）の一部改正によって、基本構想を策定し、市街化区域以外の農地のある市町村が策定を義務付けられた計画。策定にあたって、市町村は農業者、農業委員会、農地バンク、農業協同組合、土地改良区などによる協議の場を設け、地域における将来の農業の在り方や、農地の効率的かつ総合的な利用に関する目標等を定める。また、担い手や農地の在り方を位置付けるために、10年後に目指すべき地域の農地の姿を描いた「目標地図」も併せて作成する。

地産地消 P7

「地域生産・地域消費」の略で、「地域で生産された農林水産物をその地域で消費する」こと。地産地消は、消費者の食への安全安心志向の高まりを背景に、消費者と生産者の相互理解を深める取組として期待されている。

低利用農地 P14

老木化した果樹等により生産性が著しく劣っており、管理が不十分な農地

東京都エコ農産物認証制度 P15

環境負荷の軽減と生産性の調和に留意し、化学合成農薬と化学肥料を削減して作られる農産物を都が認証する制度。化学合成農薬と化学肥料の削減割合は、それぞれ25%以上、50%以上、不使用の3区分。生産者は、農産物に認証マークを付けて販売することができる。



東京都エコ農産物の
ロゴマーク

特定生産緑地 P1

都市計画決定から30年が経過する日（申出基準日）が近く到来することとなる生産緑地について、区市長が、農地等利害関係人の同意を得て、申出基準日より前に特定生産緑地として指定し、買取りの申出が可能と

なる期日を10年延長する制度により生産緑地から移行した土地。

都市農業 P1

都市農業振興基本法（平成27年法律第14号）第2条の規定では、市街地及びその周辺の地域において行われる農業。東京都では、奥多摩町などの中山間地域や島しょ地域を除いて広く行われている。大消費地に近い利点を活かして、新鮮な農産物の供給のほか、自然環境の保全、良好な景観の形成、防災機能などの役割も担っている。

都市農業振興基本法（平成27年法律第14号） P1

都市農業の振興に関し、基本理念及びその実現を図るのに基本となる事項を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにすることにより、都市農業の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、都市農業の安定的な継続を図るとともに、都市農業の有する機能の適切かつ十分な発揮を通じて良好な都市環境の形成に資することを目的とした法律。

本法律では都市農業の振興を国や地方自治体の責務として明確化するとともに、都市農業の多面的機能（防災、景観形成、教育など）を評価し、都市農地は「宅地化すべきもの」から「あるべきもの」へと大きく位置づけが転換された。また、本法律に基づき国が定める基本計画をもとに、地方公共団体は地方計画を定めることが努力義務とされている。

都市農地 P2

都市農業に供される農地。都では通常、市街化区域内にある農地を指している。国では、都市的な土地利用が進んだ地域の内部及び周辺の農地を「都市農地」としている。

認定農業者 P4

農業経営基盤強化促進法に基づき、経営を改善するための計画（農業経営改善計画）が、①区市町村基本構想に照らして適切、②その計画が農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために適切、③その計画の達成される見込みが確実、の基準に適合するとして、区市町村等から認定を受けた者。認定農業者には、低利の制度資金や経営改善計画の実現に向けた補助事業、農地流動化対策等の各種施策が重点的に実施されている。

農業委員会 P11

農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）（以下、農業委員会法という。）に基づき、農地等の利用の最適化（担い手への農地利用の集積・集約化、遊休農地の発生防止・解消、新規参入の促進）の推進に加え、農地法（昭和27年法律第229号）に基づく農地の売買・貸借の許可、農地転用案件への意見具申など、農地に関する事務を執行する行政委員会として、区市町村に設置されている。

区市町村長が議会の同意を得て任命した「農業委員」で組織され、農業委員は、合議体としての意思決定（農地の権利移動の許可の決定など）を行う。

農業会議（都道府県農業委員会ネットワーク機構） P13

農業委員会法に基づき、都道府県から指定を受けた都道府県農業委員会ネットワーク機構。農業委員会相互の連絡調整、情報提供等によるネットワークの構築及び当該ネットワークを活用した業務の実施を通じて農業委員会の事務の効率的かつ効果的な実施に資することを目的とする一般社団法人または一般財団法人で、各都道府県に1つだけ設置されている。

東京都農業会議は、農業委員会法に基づき、昭和29年8月に東京都知事の認可法人として設立された。農業委員会法の改正により、平成28年4月1日に一般社団法人に組織移行されるとともに、東京都農業委員会ネットワーク機構として指定された。また、平成30年に都から「農地中間管理機構」の指定を受けて、農地中間管理事業を実施している。

農業協同組合 P13

農業協同組合法（昭和 22 年法律第 132 号）に基づき設立された、農業者により組織された協同組合。営農指導・信用（資金の貸付・貯金の受入等）・共済・購買・販売・加工・共同施設・福利厚生施設など、農業だけでなく日常生活に至るまで、組合員が必要とする多方面の事業を行っている。

農業振興地域 P14

農業振興地域の整備に関する法律（昭和 44 年法律第 58 号）に基づき、自然的・経済的・社会的諸条件を考慮し、総合的に農業の振興を図るべき地域として、知事が指定した地域。この地域内では農地の転用が制限される。東京では 10 市町村（10 地域）に農業振興地域がある。

農業用施設用地 P35

農業振興地域の整備に関する法律に基づく農業振興地域整備計画で定める用途の一つであり、耕作又は養畜の業務のために必要な農業用施設（集出荷施設、農機具倉庫、畜舎、堆肥舎等）の用に供される土地

農地中間管理機構 P14

農業経営の規模の拡大や農地の集団化を促進するため、市街化調整区域において、農地中間管理事業を実施する法人。農地中間管理事業とは、農地の貸し出しを希望する農業者と、規模を拡大しようとする農業者や新規就農希望者との間で農地の貸借を仲立ちする事業。東京都では（一社）東京都農業会議が都からの指定を受けて、農地中間管理事業を実施している。

農用地区域 P14

農業振興地域の整備に関する法律に基づき、農業振興地域内において、今後、相当長期（概ね 10 年以上）にわたり農業上の利用を確保すべき土地として市町村が農業振興地域整備計画で用途（農地、採草放牧地、農業用施設用地等）を定めて設定する区域。

バイオマス P15

生物資源（bio）の量（mass）を示す概念であり、動植物に由来する有機物である資源（化石資源を除く）。大気中の二酸化炭素を増加させない「カーボンニュートラル」と呼ばれる特性を有している。

販売農家 P10

経営耕地面積 30 a 以上または農産物販売金額が年間 50 万円以上の農家

ヒートポンプ P15

主に電力を使用し、施設内外の熱交換により冷暖房を行う空調システム。施設園芸農業における冬場の暖房のために使用されている燃焼式暖房機をヒートポンプに置き換えるか併用することにより、温室効果ガスの排出抑制が期待される。

普及指導員 P11

農業改良助長法（昭和 23 年法律第 165 号）に基づき、農業者に接して農業技術・経営に関する支援を行うため、都道府県に設置されている専門職員。

みどりの食料システム法（環境と調和のとれた食料システム確立のための環境負荷低減活動の促進に関する法律（令和 4 年法律第 37 号）） P 2

環境と調和のとれた食料システムの確立に関する基本理念等を定めるとともに、農林漁業及び食品産業の持続的な発展、環境への負荷の少ない健全な経済の発展等を図る法律。

都道府県と区市町村が、国が定めた基本方針に基づき、基本計画を策定することにより、農業者は環境への負荷の低減を図るために行う事業活動等に対して、国の支援を受けることができる。

遊休農地 P 6

農地法第 32 条の規定において、①「現に耕作の目的に供されておらず、かつ、引き続き耕作の目的に供されないと見込まれる農地」と、②「その農業上の利用の程度がその周辺の地域における農地の利用の程度に比し、著しく劣っていると認められる農地（①を除く）のいずれかに該当する農地

有機農業 P15

化学的に合成された肥料及び農薬を使用しないこと、遺伝子組換え技術を利用しないことを基本とし、環境への負荷をできる限り低減した生産方法を用いて行われる農業

緑農住 P 9

農地や里山、屋敷林等の農的土地利用と住宅地が一体となっている空間

DX（デジタルトランスフォーメーション） P 9

デジタル技術を駆使して、経営や事業の在り方、生活や働き方を変革すること

GAP（農業生産工程管理、Good Agricultural Practice） P11

農産物の安全確保、環境の保全等様々な目的を達成するため、農業者自らが、作物や地域の状況等を踏まえ、①農作業の計画を立て、点検項目を決定し、②点検項目に従い農作業を行い、記録し、③記録を点検・評価し、改善点を見だし、④次回の作付けに活用するという一連の工程管理手法。東京都では、持続可能な農業生産と地産地消を推進するため、平成 30 年 4 月より、「東京都 GAP」を推進してきた。令和 5 年 4 月からは、国の国際水準 GAP ガイドラインに準拠するとともに、都市農業の特徴を反映した「新東京都 GAP」を推進する。

SDGs P 9

持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals: SDGs）。平成 27 年 9 月の国連サミットにおいて採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」に記載され、持続可能な世界を実現するための 17 の目標・169 のターゲットから構成されている。農業との関連も多岐にわたり「2 飢餓をゼロに」や「9 産業と技術革新の基盤をつくろう」、「8 働きがいも経済成長も」、「11 住み続けられるまちづくり」などがある。